



赤平市地域防災計画

赤平市防災会議

赤平市地域防災計画追録加除一覧表

追加の加除整理が終わりましたら、その追録番号、内容現在及び加除した年月日をこの表に記入し、押印してください。

追録番号	内容現在	加除整理	整理者印	備考
第 1 号	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
第 2 号	年 月 日	年 月 日		
第 3 号	年 月 日	年 月 日		
第 4 号	年 月 日	年 月 日		
第 5 号	年 月 日	年 月 日		
第 6 号	年 月 日	年 月 日		
第 7 号	年 月 日	年 月 日		
第 8 号	年 月 日	年 月 日		
第 9 号	年 月 日	年 月 日		
第 10 号	年 月 日	年 月 日		
第 11 号	年 月 日	年 月 日		
第 12 号	年 月 日	年 月 日		
第 13 号	年 月 日	年 月 日		
第 14 号	年 月 日	年 月 日		
第 15 号	年 月 日	年 月 日		
第 16 号	年 月 日	年 月 日		
第 17 号	年 月 日	年 月 日		
第 18 号	年 月 日	年 月 日		
第 19 号	年 月 日	年 月 日		
第 20 号	年 月 日	年 月 日		

追録番号	内容現在	加除整理	整理者印	備考
第 21 号	令和 年 月 日	令和 年 月 日		
第 22 号	年 月 日	年 月 日		
第 23 号	年 月 日	年 月 日		
第 24 号	年 月 日	年 月 日		
第 25 号	年 月 日	年 月 日		
第 26 号	年 月 日	年 月 日		
第 27 号	年 月 日	年 月 日		
第 28 号	年 月 日	年 月 日		
第 29 号	年 月 日	年 月 日		
第 30 号	年 月 日	年 月 日		
第 31 号	年 月 日	年 月 日		
第 32 号	年 月 日	年 月 日		
第 33 号	年 月 日	年 月 日		
第 34 号	年 月 日	年 月 日		
第 35 号	年 月 日	年 月 日		
第 36 号	年 月 日	年 月 日		
第 37 号	年 月 日	年 月 日		
第 38 号	年 月 日	年 月 日		
第 39 号	年 月 日	年 月 日		
第 40 号	年 月 日	年 月 日		

目 次

第1章 総則

第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の効果的推進	2
第3節	用語	3
第4節	市防災計画の修正要領	4
第5節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民の責務	5
第6節	赤平市の概況	10

第2章 防災組織

第1節	防災会議	11
第2節	災害対策本部	12
第3節	本部の配備体制	14
第4節	住民組織等への協力要請	16
第5節	自主防災組織の育成等	17

第3章 災害情報通信計画

第1節	特別警報・警報・注意報に関する情報等の伝達計画	18
第2節	災害通信計画	19
第3節	災害情報等の収集・伝達及び報告計画	20

第4章 災害予防計画

第1節	災害危険区域及び整備計画	22
第2節	雪害予防計画	23
第3節	融雪災害予防計画	24
第4節	水害予防計画	25
第5節	消防計画	26
第6節	土砂災害予防計画	27
第7節	避難行動要支援者対策計画	30
第8節	食料等の調達，確保及び防災資機材等の整備	33
第9節	避難体制整備計画	34
第10節	防災訓練計画	37
第11節	防災知識普及計画	38

第5章 災害応急対策計画

第1節	応急措置実施計画	39
第2節	動員計画	42
第3節	災害広報・情報提供計画	43
第4節	避難救出計画	46
第5節	相互応援（受援）体制整備計画	52
第6節	自衛隊派遣要請計画	53
第7節	ヘリコプター活用計画	55
第8節	医療救護計画	57
第9節	防疫計画	59
第10節	災害警備計画	61
第11節	輸送計画	63
第12節	食料供給計画	64
第13節	給水計画	66
第14節	衣料，生活必需品等物資供給計画	67
第15節	石油類燃料供給計画	68
第16節	住宅対策計画	69
第17節	障害物除去計画	72
第18節	文教対策計画	74
第19節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	76
第20節	被災宅地安全対策計画	78
第21節	防災ボランティアとの連携計画	79
第22節	家庭動物等対策計画	80
第23節	労務供給計画	81
第24節	災害救助法の適用計画	82
第25節	廃棄物等処理計画	84

第6章 地震災害対策計画

第1節	地震災害予防計画	85
第2節	地震災害応急対策計画	88

第7章 事故災害対策計画

第1節	鉄道災害対策計画	94
第2節	道路災害対策計画	96
第3節	危険物等災害対策計画	98
第4節	大規模な火事災害計画	101
第5節	林野火災対策計画	103

第8章 災害復旧・被災者援護計画

第1節	災害復旧計画	106
第2節	被災者援護計画	107

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、赤平市防災会議が作成する計画であり、赤平市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係機関が、その機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、次の事項を定め本市防災の万全を期することを目的とする。

- 1 赤平市の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、赤平市、指定公共機関、市内の指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

第2節 計画の効果的推進

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。
- 2 防災対策は、自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民、自主防災組織等（以下「住民等」という。）が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、住民等、市、道及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第3節 用語

この計画において各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 基本法 | 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） |
| (2) 救助法 | 災害救助法（昭和22年法律第118号） |
| (3) 防災会議 | 赤平市防災会議 |
| (4) 本部（長） | 赤平市災害対策本部（長） |
| (5) 市防災計画 | 赤平市地域防災計画 |
| (6) 災害 | 災害対策基本法第2条第1号に定める災害 |
| (7) 防災 | 災害対策基本法第2条第2号に定める防災 |
| (8) 防災関係機関 | 赤平市防災会議条例（昭和38年条例第2号）第3条に定める委員の属する機関 |
| (9) 防災拠点施設 | 計画第6章第1節1(4)に定める施設 |
| (10) 要配慮者 | 高齢者，障がい者，乳幼児その他の特に配慮を要する者 |
| (11) 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち，災害が発生し，又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって，その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者 |
| (12) 避難勧告等 | 避難準備・高齢者等避難開始，避難勧告，避難指示（緊急），災害発生情報，避難解除 |
| (13) 赤平消防団 | 滝川地区広域消防事務組合赤平消防団 |
| (14) 赤平消防署 | 滝川地区広域消防事務組合赤平消防署 |

第4節 市防災計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより市防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、市防災計画の部分的な修正についても同様とする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民の責務

防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱については、次のとおりとする。

1 指定地方行政機関

- (1) 北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所
 - ア 所轄国道の災害復旧及びその他の管理に関すること。
 - イ 災害時における所轄国道の交通の確保に関すること。
 - ウ 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (2) 北海道開発局札幌開発建設部空知川河川事務所
 - ア 所轄の河川改修及び維持補修並びに災害復旧に関すること。
 - イ 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (3) 北海道農政事務所旭川地域拠点
農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
- (4) 北海道森林管理局空知森林管理署
 - ア 所轄国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。
 - イ 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。
 - ウ 林野火災の予防対策を講じ、その未然防止を行うこと。
 - エ 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
- (5) 札幌管区气象台
 - ア 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。
 - イ 観測結果を解析、総合し予報（注意報を含む。）、特別警報、警報及び情報等を発表すること。
 - ウ 防災知識の普及及び指導を行うこと。
- (6) 滝川公共職業安定所
 - ア 被災者の就労斡旋を行うこと。
 - イ 災害復旧に必要な労務者及び技術者の斡旋を行うこと。

2 自衛隊（陸上自衛隊滝川駐屯地 第10即応機動連隊）

- ア 市及び防災関係機関の行う防災訓練に必要に応じ、部隊等の一部を協力させること。
- イ 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- ウ 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

3 北海道

- (1) 空知総合振興局
 - ア 空知総合振興局地域災害対策連絡協議会に関すること。
 - イ 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。
 - ウ 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。
 - エ 市及び指定公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること。
 - オ 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。
 - カ 救助法の適用に関すること。
 - キ 災害時における各種情報の収集、整理及び伝達に関すること。
- (2) 空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）
 - ア 医療施設及び衛生施設等の被害報告に関すること。
 - イ 災害時における医療救護活動及び防疫活動を推進すること。
 - ウ 災害時における給水、清掃等環境衛生活動を推進すること。

- エ 災害時における食品衛生の指導及び監視に関すること。
- オ 防疫薬剤及び医薬品等の確保並びに供給を行うこと。
- (3) 空知総合振興局森林室
 - ア 所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。
 - イ 所轄道有林の復旧治山並びに予防治山を実施すること。
 - ウ 林野火災の予防対策を樹立し、その未然防止を行うこと。
 - エ 災害時において地方公共団体等の要請のあった場合、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給を行うこと。
- (4) 空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所
 - ア 水防技術の指導に関すること。
 - イ 災害時における関係河川の水位、雨量の情報収集及び報告に関すること。
 - ウ 災害時における関係公共土木被害調査及び災害応急対策並びに復旧対策を実施すること。
 - エ 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。
- (5) 空知総合振興局空知農業改良普及センター中空知支所
 - ア 農作物被害に対する応急措置及び復旧の指導を行うこと。
 - イ 被災地の病虫害防除の指導を行うこと。
- (6) 空知教育局
 - ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。
 - イ 文教施設及び文化財の被害状況の調査並びに復旧、保全対策に関すること。

4 赤歌警察署

- ア 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。
- イ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ウ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- エ 犯罪の予防その他被災地における社会秩序の維持に関すること。
- オ 危険物に対する保全対策に関すること。
- カ 広報活動に関すること。
- キ 市及び防災関係機関が実施する防災業務の協力に関すること。

5 赤平消防団及び赤平消防署

- ア 消防活動に関すること。
- イ 水防活動に関すること。
- ウ その他災害時における救助活動に関すること。

6 赤平市

- (1) 市長部局
 - ア 防災会議に関する事務を行うこと。
 - イ 本部の設置及び組織の運営に関すること。
 - ウ 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防対策に関すること。
 - エ 災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
 - オ 防災訓練及び防災思想に関すること。
 - カ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
 - キ 自衛隊の災害派遣要請の依頼を行うこと。
 - ク その他災害の防御及び被害拡大の防止のための措置に関すること。
- (2) 教育委員会
 - ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。
 - イ 教育施設の被害調査及び報告に関すること。
 - ウ 避難等に係る市立学校施設の使用に関すること。

エ 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

7 指定公共機関

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社滝川駅
 - ア 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。
 - イ 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。
- (2) 東日本電信電話株式会社北海道事業部災害対策室
 - ア 気象官署からの気象警報を防災関係機関へ伝達すること。
 - イ 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
- (3) 日本郵便株式会社赤平郵便局ほか市内各郵便局
郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
- (4) 北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンター
 - ア 電力供給施設の防災対策を行うこと。
 - イ 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
- (5) 北海道電力株式会社旭川水力センター芦別土木課
ダムの放流等について関係機関と連絡調整を行うこと。

8 指定地方公共機関

- (1) 赤平市医師会
災害時における医療機関との連絡調整並びに応急医療、防疫対策及び助産その他救助の実施に関すること。
- (2) 北海土地改良区
農業水利施設の災害対応策及び災害復旧対策を行うこと。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) JAたきかわ赤平支店
 - ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。
 - イ 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。
- (2) 赤平商工会議所
 - ア 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。
 - イ 災害時における商工業者の経営指導及び復旧資金の斡旋に関すること。
- (3) 一般病院及び診療所
災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。
- (4) 一般輸送事業者
災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援に関すること。
- (5) 赤平建設業協会
災害時における応急土木工事について、関係機関の支援を行うこと。
- (6) 危険物関係施設の管理者
 - ア 施設内の災害予防及び危険物の保安に関すること。
 - イ 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。

10 住民及び事業者の責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

(1) 住民の責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であり、住民は、その自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所での自主的活動、市及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

ア 平常時の備え

- (ア) 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (イ) 飲料水、食料等の備蓄、救急用品等の非常持出用品の準備
- (ウ) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (エ) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (オ) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (カ) 要配慮者への配慮
- (キ) 自主防災組織の結成
- (ク) 避難所での家庭動物の飼養についての準備

イ 災害時の対策

- (ア) 地域における被災状況の把握
- (イ) 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助・支援
- (ウ) 初期消火活動等の応急対策
- (エ) 避難場所での自主的活動
- (オ) 防災関係機関の活動への協力
- (カ) 自主防災組織の活動
- (キ) 飼い主による家庭動物との同行避難

ウ 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚で非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるように努めるものとする。

(2) 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、市、防災関係機関及び自主防災組織が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業継続、地域貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

ア 平常時の備え

- (ア) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- (イ) 防災体制の整備
- (ウ) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (エ) 予想被害からの復旧計画策定
- (オ) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (カ) 燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応
- (キ) 取引先とのサプライチェーンの確保

イ 災害時の対策

- (ア) 事業所の被災状況の把握
- (イ) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (ウ) 施設利用者の避難誘導
- (エ) 従業員及び施設利用者の救助
- (オ) 初期消火活動等の応急対策
- (カ) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (キ) ボランティア活動への支援等，地域への貢献

第6節 赤平市の概況

1 位置及び面積

本市は、北海道の中央部、空知地方の中部に位置しており、方位は、東経 $141^{\circ}58'40''$ から $142^{\circ}09'10''$ 、北緯 $43^{\circ}28'44''$ から $43^{\circ}38'44''$ までの間にあり、東西 14.090km 、南北 18.501km とやや四角形で市域の面積は 129.88km^2 となっている。

2 地 勢

市の南部及び北部の大部分は山岳地帯で、山並みが東西に走っており、遠くエゾ山系に源を発する空知川は市の中央部を東から西に流れ、その流域は平坦で市街、農業、工業用地として拓けている。

東は空知川左岸に注ぐ高根川と、右岸の大谷川を隔てて芦別市、南は赤平山の山頂で歌志内市、西はナエ川を挟んで砂川市、ポンクラ川を隔てて滝川市、北はイルムケツ山頂で深川市と隣接している。

3 気 象

本市の気候は、気温差が大きい内陸型の気候で、夏は極暑期で 30 度前後、冬は寒さが厳しく厳冬期は -20 度前後になり積雪も多い。

風は、周囲を山に囲まれているため、強風に見舞われることは少なく、年平均最大風速は 8.8m/s 前後である。

降雨量は、年平均 790mm 前後となっているが、8月から9月の雨季には集中豪雨も多く災害記録も少なくない。

第2章 防災組織

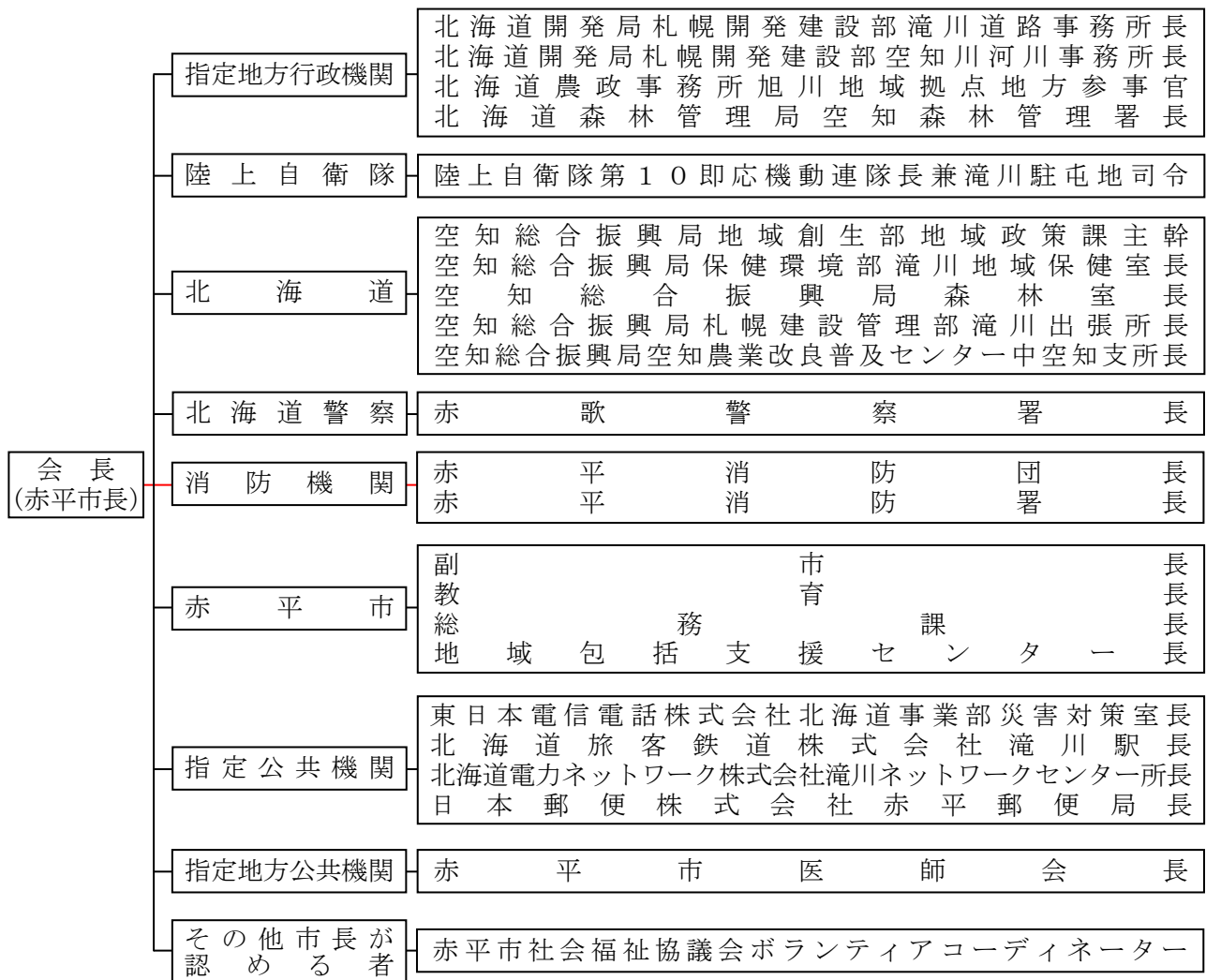
災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

なお、防災行政を円滑に運営するための組織として、基本法に基づく防災会議があり、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の種類及び規模等に応じて、本部を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

第1節 防災会議

防災会議は、市長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく赤平市防災会議条例（昭和38年条例第2号）第3条第5項に定める者を委員として組織し、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害の発生時における情報の収集等を任務とする。組織及び運営の概要については、次のとおりである。

1 防災会議の組織



2 防災会議の運営

防災会議の運営は、赤平市防災会議条例（昭和38年条例第2号）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

市長は、市の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条の2及び赤平市災害対策本部条例（昭和38年条例第3号）に基づき、本部を設置し、防災会議と緊密な連絡のもとに本計画の定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

また、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、被災現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができるものとする。

1 本部の組織

本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 本部の業務分担

本部の業務分担は、別表第2のとおりとする。

3 本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1) 本部の設置基準

本部は、基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当し、必要と認めるときに市長が設置するものとする。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

イ 本市に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく特別警報及び警報が発表され、総合的な災害対策の必要があるとき。

ウ 本市に、震度5弱以上の地震が発生したとき。

エ 本市に、大規模な火災、爆発その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、総合的な災害対策の必要があるとき。

(2) 本部の設置

本部は、市役所庁舎内に設置するものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、他の公共施設に設置するものとする。

(3) 本部の廃止

市長は、予想された災害発生の危険が解消したとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。

(4) 公表

市長は本部を設置又は廃止したときは、防災関係機関、報道機関及び住民に対し、それぞれ迅速な方法をもって周知するものとする。

4 本部の運営

本部が設置された場合、本部に本部員会議を置くものとする。

(1) 本部員の構成

本部員は、各対策部長とする。

(2) 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長、副本部長、教育長、病院長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(3) 本部員会議の協議事項

ア 本部の配備体制の切替及び廃止に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析並びにそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 関係機関に対する応援の要請に関すること。

エ その他災害に関する重要な事項

(4) 本部員会議の開催

- ア 本部員会議は、本部長が必要の都度招集し、開催する。
- イ 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な書類を提出しなければならない。
- ウ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨申し出るものとする。

5 本部及び本部職員の標識等

- (1) 本部を設置したときは、庁舎玄関前等適切な場所に標示板（別図第1）を掲げるものとする。
- (2) 本部長、副本部長、本部員が、災害時において非常活動に従事するときは、必要に応じ腕章（別図第2）を着用するものとする。
- (3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車には、標識（別図第3）を掲げるものとする。

6 本部を設置しない場合の準用

- (1) 市長は、本部設置に至らない程度の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、情報の収集及び今後の対応について協議する必要があると認めるときは、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、必要な災害対策を実施するものとする。
- (2) 前項の規定により連絡会議が設置された場合は、本部が設置された場合に準じて災害対策を実施するものとする。
- (3) 連絡会議の構成は、副市長、総務課長、市民生活課長、建設課長、学校教育課長、赤平消防署長、その他副市長が指名する職員とする。

7 現地本部

(1) 設置

本部長は、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、現地に現地本部を設置することができるものとする。

(2) 組織

- ア 現地本部には、現地本部長、現地本部員その他の職員をもって組織する。
- イ 現地本部長は、災害対策副本部長及び災害対策本部員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。
- ウ 現地本部員は、本部の職員のうちから本部長が指名する職員をもって充てる。
- エ 現地本部長は、本部長の指示によりその所掌事務の一部を代行する。

(3) 通知

本部長は、現地本部を設置又は廃止したときは、直ちに災害対策本部員及び防災関係機関の長に通知する。

(4) 廃止

本部長は、現地における災害応急対策がおおむね完了したときは、現地本部を廃止する。

8 市長の職務の代理

本部の設置をはじめ、災害応急対策等に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときは、副市長がその職務を代理する。

第3節 本部の配備体制

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。ただし、本部設置前であっても、市長が認めたときは、必要な配備体制をとることができる。

1 非常配備体制の基準

非常配備体制の基準は、次のとおりとする。

種別	配備時期	配備内容
第1非常配備 (準備態勢)	1 気象業務法に基づく情報又は警報が発表されたとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他市町が必要と認めたとき。	情報連絡のため、又は災害が発生した場合に速やかに対処するため、総務対策部総括班・総務班他必要に応じ各対策部の協力によりあたるもので、状況の推移により速やかに第2配備に移行できる体制とする。
第2非常配備 (警戒態勢)	1 気象業務法に基づく警報が発表され、局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 2 震度5弱の地震が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策に係る各対策部の所要人員をもってあたるもので災害発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制とする。 また、状況の推移により速やかに第3配備に移行できる体制とする。
第3非常配備 (出動態勢)	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。 2 震度5強以上の地震が発生したとき。 3 重大な災害が発生したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	本部全員をもってあたるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。

備考：災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合は、臨機応変に配備体制を整えるものとする。

2 非常配備体制の活動要領

(1) 動員の方法

- ア 総務対策部長は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の種別を通知するものとする。
- イ 上記の通知を受けた各班長は、配備要員に対し当該通知の内容を周知するものとする。
- ウ 各班長より周知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- エ 各対策部においては、あらかじめ部班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

- ア 第1非常配備体制下の活動
 - 第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。
 - (ア) 総務対策部長は、札幌管区気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報及び災害状況等の情報収集を行う。
 - (イ) 総務対策部長は、関係対策部に収集情報を提供し、及び活動状況の把握等を行う。
 - (ウ) 関係対策部長は、総務対策部からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、待機職員に随時、巡回活動等必要な指示を行うものとする。
 - (エ) 第1非常配備体制につく職員の人数は、状況により各対策部長において増減するものとする。

イ 第2 非常配備体制下の活動

第2 非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議を開催する。
- (イ) 各対策部長は、情報伝達体制を強化する。
- (ウ) 総務対策部長は、関係対策部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- (エ) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a 災害の現況を部員に周知し、所要の人員を非常配備するものとする。
 - b 装備、物資、資機材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
 - c 関係対策部及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

ウ 第3 非常配備体制下の活動

各対策部は、全力を挙げて速やかに市内全域の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策活動にあたりるとともに、その活動状況を随時、本部長に報告するものとする。

第4節 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、市長は、災害の状況により必要と認められた場合は、住民組織等に対し、災害対策活動の応援協力を要請するものとする。

1 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び本部への連絡に関すること。
- (4) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- (5) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (6) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (7) 本部が行う人員及び物資等の輸送に関すること。
- (8) その他救助活動に必要な事項で、市長が協力を求める事項

2 協力要請先

- (1) 協力を要請する住民組織等は、別表第3のとおりとする。
- (2) その他の住民組織等については、その都度、責任者と連絡をとり、協力を求めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等

災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減は、防災関係機関の活動はもとより、これと同時に地域住民等による自主防災組織の整備，育成が不可欠である。「自分たちのまち，地域は自分たちが守る」という自主防災意識の高揚かつ災害時活動の円滑化を図るため，自主防災組織づくり推進するとともに自主防災計画（地区防災計画）作成に努めるものとする。

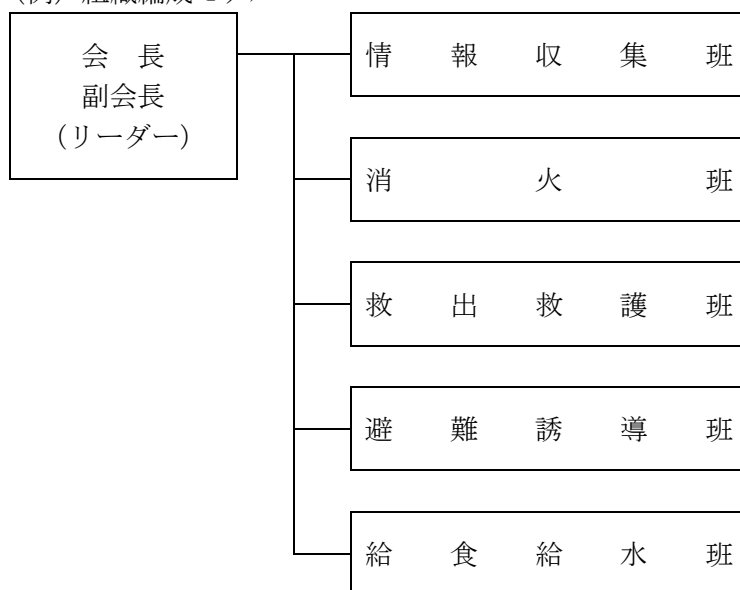
1 地域住民及び事業者による自主防災組織

- (1) 地域住民及び当該地域に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）による自主防災組織の規模は，地区居住者等が災害時の応急活動，避難行動等を行う場合に相互連携及び相互協力が組織的かつ円滑に行われやすい区域を設定する必要があるため，地区居住者等の日常生活のつながり，平常時の防災訓練の実施，物資の備蓄，発災時の地区居住者等の把握及び避難行動を考慮し，地区居住者等の協働連携が容易な町内会規模を基本的組織とする。
- (2) 地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め，地区居住者等が一致団結して，市及び消防関係機関との連携を行い，初期消火活動や救出・救護活動をはじめ，避難行動要支援者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする

2 組織の編成

自主防災組織が災害時の応急活動を迅速かつ効果的に行うためには，あらかじめ組織内での役割分担を明確にすることが必要である。このため，基本的な組織編成として情報収集班，消火班，救出救護班，避難誘導班，給食給水班等を編成し，機動的な組織づくりを進める必要がある。

(例) 組織編成モデル



3 組織の活動

組織の活動は，別表第4のとおりとする。

第3章 災害情報通信計画

災害予防及び災害応急対策を実施するために必要な特別警報・警報・注意報等に関する情報の伝達、災害に関する情報の収集・伝達及び被害状況の報告等については、本計画の定めるところによる。

第1節 特別警報・警報・注意報等に関する情報の伝達計画

1 特別警報・警報・注意報等に関する情報の受理

特別警報・警報・注意報等の情報は、市役所総務課防災対策係が特別警報・警報・注意報等に関する情報受理票（様式第1号）により受理し、必要に応じて、関係課長等、関係機関・団体、学校及び一般住民に対し、必要な事項の周知徹底を図るものとする。

2 気象情報の伝達系統

気象官署等から気象及び水防等に関する特別警報・警報・注意報等に関する情報が発表された場合、又は北海道（空知総合振興局）から対策通報があった場合は、別表第5に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

3 特別警報・警報・注意報等に関する情報の種類・発表基準及び伝達

- (1) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に定める基準は、別表第6のとおりである。
- (2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係は、別表第7のとおりである。

第2節 災害通信計画

災害時における防災関係機関等との災害情報、被害報告等の通信連絡の方法については、本計画の定めるところによる。

1 主通信系統（公衆電気通信設備の利用）

災害時における通信連絡は、公衆電気通信設備を主通信系統とする。

一般電話回線が輻輳し、発信制限がされた場合には、災害時優先電話を効果的に活用するものとする。

災害時優先電話は、発信は優先するが、着信については、通常電話と同じ扱いになることに留意すること。

2 副通信系統（専用通信施設等の利用）

主通信系統が使用できない場合における通信連絡は、次の専用通信施設のうち最も迅速なものを選定して通信するものとする。

(1) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道総合行政情報ネットワークの地上系無線及び衛星系無線を利用して、情報の収集及び伝達を行う。

(2) 赤平市防災行政無線による通信

赤平市防災行政無線（移動系）を利用して、現地情報等収集を行う。

(3) 消防無線による通信

赤平消防署及び消防車に設置の無線を利用して情報収集を行う。

(4) 警察無線による通信

赤歌警察署の警察無線をもって、通信相手機関に最も近い警察機関を経て行うものとする。

(5) JR電話による通信

JR赤平駅専用電話をもって、通信相手機関に最も近い鉄道機関を経て行うものとする。

3 主通信系統及び副通信系統による通信が不可能になった場合の措置

災害時に前記1及び2による通信が不可能になった場合は、災害情報等の収集及び伝達を図るため、下記的手段により対応に努める。

(1) 自動車、徒歩等によ連絡員を派遣し、口頭又は文書により連絡するなど臨機の措置を講ずるものとする。

(2) 北海道総合通信局より、移動通信機、移動電源車、臨時災害放送用機器の借受及び無線局の免許等の臨機の措置の手続きを行うものとする。

第3節 災害情報等の収集、伝達及び報告計画

災害予防対策及び災害応急対策の実施に必要な災害に関する情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画の定めるところによる。

1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象（局地的な豪雨、森林火災、異常水位、堤防の溢水又は決壊等）を発見した者は、速やかにその状況を市役所、赤平消防署、警察署のうち、最も近いところに通報するものとする。

(2) 警察官等の市への通報

異常現象を発見した場合、あるいは異常現象発見者から通報を受けた警察署、赤平消防署は、その内容を確認し、直ちに市長に通報するものとする。

(3) 市長から各機関への通報及び住民への通知

市長は、災害発生又は異常現象発見の通報を受けたときは、災害の規模、内容等により別表第8に基づき、各関係機関に通報するとともに住民に周知徹底を図るものとする。

(4) 通報の取扱い

発見者からの通報及び災害情報等は、赤平市総務課防災対策係（総務対策部総括班）へ報告し、その指示により事務処理にあたるものとする。

休日、勤務時間外に、警備当直者が災害情報等を受理した場合は、赤平市総務課防災対策係（総務対策部総括班）へ報告するものとする。

2 地区情報連絡責任者

(1) 災害が発生した場合、又は発生するおそれがあるときの情報収集の万全を期すため、各地区に地区情報連絡責任者（以下「連絡員」という。）をおくものとする。

(2) 連絡員は、地域内の住民と協力して警戒にあたり、災害情報の早期把握に努めるとともに、災害が発生した場合は、直ちに市役所又はその他の関係機関に通報するものとする。

(3) 連絡員は、各町内会の会長とする。

3 災害情報等の収集及び報告

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに災害情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査収集は、各対策部が所轄事項について責任を持って行い、集計等は総務対策部総括班で取りまとめ常に把握しておくものとする。

また、災害情報等の調査収集にあたって必要なときは、関係地区の連絡員を通じて迅速に調査収集するものとする。

(2) 災害情報、被害状況等の報告は、北海道地域防災計画に定める次の「災害情報等報告取扱要領」に基づき空知総合振興局長に報告するものとする。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（直接即報基準に該当する火災・災害等）を覚知した場合の第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。

「災害情報等報告取扱要領」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告を空知総合振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報及び被害状況報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で赤平市が軽微であっても総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示のあった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、様式第2号により速やかに報告すること。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに様式第3号により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、様式第3号により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急処置が完了した後、15日以内に様式第3号により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表第9のとおりとする。

第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画について定めるものとする。

第1節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1 調査対象区域

(1) 重要水防区域及び整備計画

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢水、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域及び整備計画は別表第10のとおりである。

(2) 北海道管理河川

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢水等により、災害が予想され、警戒を要する区域は別表第11のとおりである。

(3) 市街地における低地帯の浸水危険区域及び整備計画

大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水が予想され、警戒を要する区域及び整備計画は別表第12のとおりである。

(4) 土砂災害危険箇所

ア 地すべり危険箇所及び整備計画

降雨、地質等が原因で地滑りにより災害が予想され、警戒を要する箇所及び整備計画は別表第13のとおりである。

イ 急傾斜地崩壊危険箇所及び整備計画

傾斜の角度が30度以上の土地で、降雨、地質等が原因で崩壊により災害が予想され、警戒を要する箇所及び整備計画は別表第14のとおりである。

ウ 土石流危険渓流及び整備計画

降雨、地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を要する渓流及び整備計画は別表第15のとおりである。

(5) 山地災害危険地区

地質や地形などが原因で山崩れ、地滑り、土石流などにより災害が予想され、警戒を要する区域は別表第16及び次のとおりである。

ア 山腹崩壊危険地区

イ 崩壊土砂流出危険地区

ウ 地すべり危険箇所

2 調査事項

(1) 危険区域の現況

(2) 予想される被害の規模

(3) 法律等における指定状況、または警戒区域等の指定状況

(4) 防災関係機関における整備計画

第2節 雪害予防計画

異常気象により予想される豪雪、暴風雪等の災害に対処するため、迅速かつ的確な除雪を実施し、交通の確保を図る等必要な事項については、本計画の定めるところによる。

1 除雪路線実施分担

除雪路線は、次の区分により実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、北海道開発局札幌開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所が行う。
- (3) 市道路線の除雪は、赤平市建設課が行う。
- (4) 道路除雪にかかる各機関の除雪作業の基準は、別表第17のとおりとする。
- (5) 鉄道路線の除雪は、北海道旅客鉄道株式会社が行う。

2 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線から順次、除（排）雪を実施するものとする。

3 排 雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避所を設けるなど交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、決定するものとし、投下の際には溢水などの災害の防止に努めなければならない。

4 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、それぞれ業務所轄区域内のなだれ発生予想地区に防止柵の設置を行い、また標示板により住民に周知を図る対策を講ずるものとする。

5 通信の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、電話回線障害の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社北海道事業部災害対策室は、施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

6 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力株式会社は、送、配電線の冠雪、着氷雪対策を講じ、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

7 警戒体制

関係機関は、気象官署の発表する予報（注意報を含む。）・特別警報、警報・情報等及び現地情報を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

また、市長は、次の状況を勘案し、必要と認めるときは、本部設置基準に基づき本部を設置するものとする。

- (1) 大規模な雪害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 雪害による交通マヒ、交通渋滞等によって人命にかかわる事態が発生し、その規模、範囲から応急措置を要するとき。

第3節 融雪災害予防計画

融雪による河川等の出水災害に対処するための予防計画については、赤平市水防計画に定めるほか、本計画の定めるところによる。

1 気象情報の把握

融雪期においては、気象官署等の情報により地域内の降雪状況を的確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域、なだれ、地滑り、及び崖崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防止するため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 市（建設課）及び消防機関は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 市（建設課）及び消防機関は、関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 市（建設課）は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により、河道、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河道、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ、積雪及び結氷等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

4 水防資機材の整備及び点検

市長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的に実施するため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を実施するとともに、関係機関及び資機材保有業者等とも十分な打合わせを行い、資機材の効果的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

市長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第4節 水害予防計画

洪水その他による水害時において、これを警戒し、防御し、その被害を軽減するために必要な組織及び活動の計画については、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき別に定める赤平市水防計画によるものとする。

第5節 消防計画

本市における火災及びその他の災害を防除し，消防機関が十分にその機能を発揮して，住民の生命，身体及び財産を保護し，かつ，被害を軽減するために必要な計画については，別に定める滝川地区広域消防事務組合消防計画によるものとする。

第6節 土砂災害予防計画

地滑り、急傾斜地崩壊（崖崩れ。）、土石流等の土砂災害から、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめるための予防措置については、本計画の定めるところによる。

1 現況

本市における危険区域は、本章 第1節 災害危険区域及び整備計画に定めるところであり、その数は次のとおりである。

種 別	把握箇所
地すべり危険箇所	7
急傾斜地崩壊危険箇所	69
土石流危険渓流	61
山地災害危険地区	232
山腹崩壊危険地区	147
崩壊土砂流出危険地区	67
地すべり危険地区	18

2 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地滑りが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害にもつながるため、国、道及び市は、次のとおり地すべり防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 北海道開発局、北海道森林管理局

直轄で工事している地すべり防止施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

(2) 北海道

ア 地すべり防止工事に関する基本計画に基づいて、地すべり工事を施工するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

イ 地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

ウ 地下水の排水施設の機能を阻害する行為等、地滑りの防止を阻害し、又は地滑りを助長する行為を制限するものとする。

(3) 赤平市

住民に対し、地すべり防止区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知、啓発を図る。

3 急傾斜地の崩壊（崖崩れ。）等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、崖崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、崖崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水被害にもつながるため、国、道及び市は、次のとおり崖崩れ防止の予防対策を実施するものとする。

(1) 急傾斜地の崩壊（崖崩れ。）防止対策

ア 北海道

(ア) 急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進するとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

また、市に対し急傾斜地崩壊危険箇所に関する資料を提供し、住民への資料提供について指導するものとする。

(イ) 崩壊防止工事のうち、住民に施工させることが困難、又は不適當なものを施工するものとする。

(ウ) 急傾斜地崩壊危険区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(エ) 急傾斜地崩壊危険区域内において、水を放流し、又は停滞させる行為など崩壊を助長し、誘発するおそれのある行為を制限するとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設その他防災工事の実施等改善措置をとるよう命令を行うものとする。

イ 赤平市

住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知、啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

ア 北海道森林管理局，北海道

(ア) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、森林を保安林として、又は森林若しくは原野その他の土地を保安施設地区として指定し、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業（治山事業）を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

(イ) 保安林又は保安施設地区において行う立木の伐採や行為を制限し、保安林等が常にその指定の目的に則して機能することを確保するものとする。

(ウ) 市に対し山腹崩壊危険地区に関する資料を提供し、住民への山腹崩壊に関する資料の提供について指導するものとする。

イ 赤平市

住民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

4 土石流予防計画

(1) 北海道開発局，北海道森林管理局

ア 土石流危険溪流及び崩壊土砂流出危険地区に係る直轄砂防、治山施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずるものとする。

イ 砂防、治山事業が実施される場合は、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとする。

ウ 同一溪流内で同時期に複数の砂防、治山事業が実施される場合は、各事業者間において土石流対策等の情報を相互に交換するとともに、請負業者に対し、工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について請負業者間において連絡調整するよう指導するものとする。

(2) 北海道

ア 治山工事及び砂防工事の推進をはじめ、砂防法に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、土石流の発生を助長するような行為を制限するなど土石流対策を推進するものとする。

また、治山、砂防施設について、定期的に施設点検を実施し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

イ 危険渓流に関する資料を提供し，住民への危険渓流に関する資料の提供について指導するものとする。

ウ 砂防，治山事業が実施される場合は，請負業者に対し，工事中の安全確保のため土石流に対する警戒避難体制等について指導するものとするとともに，各事業者間において情報交換及び連絡調整をするように指導するものとする。

(3) 赤平市

住民に対し，土石流危険渓流の周知に努めるとともに，本計画において，必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また，危険区域の住民に対し，河川等の異常（山鳴，水位の急激な減少，急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知，啓発を図るものとする。

第7節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全に関する計画については、赤平市避難行動要支援者避難支援計画に定めるもののほか、本計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害発生時には、避難行動要支援者が被害を受けることが多いことから、市及び社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全を確保するため、住民組織等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

2 避難行動要支援者の実態把握及び名簿作成等

(1) 実施責任者及び措置内容

市長は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとする。

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市長は、市の関係各課が保有する要介護認定者、障がい者等の情報及び必要に応じ道その他の者から取得する情報を活用し、名簿を作成するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（1・2級）を受けている方で単身世帯の方
- ④ 療育手帳（A程度）の交付を受けている方
- ⑤ 北海道が発行する特定疾患医療受給者証の交付を受けている難病疾患の方
- ⑥ 上記①～⑤に準ずる方で市長が認めるも方（高齢者等）

(4) 避難支援等関係者への名簿の提供

市長は、災害の発生に備え、赤平消防署、赤歌警察署、赤平市民生委員・児童委員、赤平市社会福祉協議会、赤平市内各町内会その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとする。

ただし、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意が得られていない場合であっても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿を提供する。

(5) 避難行動要支援者の更新に関する事項

避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、年1回は更新するものとする。

(6) 避難行動要支援者名簿情報保護

市長は、名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由など、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導するなど、名簿の提供を受けるものに対して名簿の情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(7) 名簿の保管

市は、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(8) 避難行動要支援者名簿記載内容

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 全各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(9) 避難のための情報伝達

市長は、災害に関する予報若しくは警報の通知を受け又は、知ったときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、住民その他の関係のある公私の団体に対し、予想される災害の実態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

また、必要な通知又は警告するにあたっては、避難行動要支援者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(10) 避難支援等関係者等の安全確保

避難支援活動時に支援者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることを最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

3 緊急連絡体制等の整備

(1) 緊急連絡体制の整備

地域ぐるみ協力のもとに、避難行動用支援者に対する決め細やかな緊急連絡体制の確立を図るものとする。

(2) 避難体制の確立

避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法について、支援者等を定めておくなど、具体的に定めておくものとする。

また、避難所や福祉避難所、避難路の指定に当たっては、避難行動用支援者の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮するとともに、実情に応じた棒性知識等の普及、啓発活動等に勤めるものとする。

4 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にしておく。特に夜間における防災担当課等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平時から市と連携の下に、施設相互間及び他の施設、近隣住民並びにボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努めるものとする。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生に備え、防災担当課等へ早期に通報できるよう、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、緊急連絡体制を整えるよう努めるものとする。

5 防災教育及び訓練の充実等

市及び施設管理者は、避難行動用支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動用支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実化を図る。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動が取れるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難なもの等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努めるものとする。

6 支援活動

市は、避難行動要支援者の早期発見に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な支援活動を行うものとする。

(1) 避難行動要支援者の確認及び早期発見

災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 避難所への移送

避難行動用支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の処置を講ずる。

ア 緊急避難場所又は避難所への移送

イ 病院への移送

ウ 施設への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を把握し、適切な支援活動を行うものとする。

(5) 応援依頼

救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜に道及び近隣市町村等への応援を要請する。

7 外国人に対する対策

言語、生活習慣及び防災意識の異なる外国人をいわゆる避難行動要支援者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるように次の条件を含めた環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策について周知を図る。

(1) 多言語による広報の充実

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び道路標識等の災害に関する表示板の多言化

(3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施

第8節 食料等の調達，確保及び防災資機材等の整備

災害時において住民の生活を確保するため，食料，飲料水等の確保に努めるとともに，災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため，防災資機材等の整備に努めるものとする。

1 食料等の確保

- (1) 食料等の自己備蓄について年次計画等を立てるとともに，被災住民の生活安定を図るため，別表第18備蓄品及び防災資機材整備計画に基づき整備するよう努めるものとする。
- (2) 不測の事態に備えて，食料関連機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど，食料，飲料水，燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄，調達体制を整備し，災害時における食料その他の物資の確保に努めるものとする。
また，応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備に努めるものとする。
- (3) 防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，最低3日分（推奨1週間）の食料，飲料水，携帯トイレ，トイレトペーパー等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行うものとする。

2 防災資機材の整備

- (1) 災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るものとする。
- (2) 積雪，寒冷期において発生した場合の対策として，暖房器具等の整備に努めるものとする。
- (3) 避難生活の軽減対策に対応した資材の整備に努めるものとする。
- (4) 避難者に対する電源供給対策として発電機等の機材整備に努めるものとする。この際，多数の避難者が予想される施設については，大型の発電機設置を検討するものとする。

第9節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1 避難誘導體制の構築

- (1) 大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路及び避難先をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるように他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (3) 学校等は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるように促すものとする。
- (4) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設間と市の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所等の確保

- (1) 災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性を勘案し、公園、学校施設等を指定緊急避難場所として確保に努めるものとする。
この際、異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合する公園、施設等を指定緊急避難場所として指定する。
- (2) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出るものとする。
- (3) 当該指定緊急避難場所が廃止又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (4) 指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

3 指定避難所の確保

- (1) 災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。
 - ア 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有すること。
 - イ 速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有すること。
 - ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
 - エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (2) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、上記に加え、次の基準に適合する施設の整備に努めるものとする。
 - ア 配慮者の円滑な利用を確保するためバリアフリー等の措置が講じられていること。
 - イ 災害が発生した場合において配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制にあること。
 - ウ 災害が発生した場合において主として配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (3) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用法について、当該学校、教育委員会等の関係部局及び地域住民の関係者と事前に調整を図るものとする。

- (4) 広域一時滞在のため、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ確保することに努めるものとする。
- (5) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別の配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所などの整備に努めるものとする。
- (6) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (7) 当該指定避難所が廃止又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (8) 指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

4 避難場所、避難施設についての住民及び施設管理者等への周知

指定緊急避難場所及び指定避難所に指定した場合は、住民及び学校などの施設管理者等に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知
 - ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地
 - イ 避難対象世帯の地区割り
 - ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び手段
 - エ 避難時の携帯品等注意すべき事項
- (2) 避難のための知識の普及
 - ア 平常時における避難のための知識
避難路、家族の集合場所や連絡方法（学校であれば、児童生徒の保護者への連絡方法）等
 - イ 避難時における知識
安全の確保、移動手段、携行品等
 - ウ 避難後の心得
集団生活、避難先の登録等

5 避難計画の策定等

- (1) 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知
避難勧告等を発令するため、あらかじめ具体的な発令基準を策定する。
また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味や避難すべき区域について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。
- (2) 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知
住民の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップを作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 赤平市の避難計画
避難計画は、主に次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。
 - ア 避難勧告等を発令する基準及び伝達方法
 - イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
 - ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法
 - エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
 - オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - (ア) 給水、給食措置
 - (イ) 毛布、寝具等の支給
 - (ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 負傷者に対する応急救護

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難中の秩序保持

(イ) 住民の避難状況の把握

(ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知，伝達

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

(ア) 防災行政無線及び広報車（消防・警察車両の出動要請を含む。）による周知

(イ) 避難誘導者による現地広報

(ウ) 住民組織を通じた広報

(4) 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は，被災者支援，災害対策の基本となるが，発災直後では避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し，居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。このため，避難所における入所者登録などの重要性について，避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに，避難者世帯名簿・被災者台帳により避難状況を把握することに努めるものとする。

6 防災上重要な施設の管理等

学校，医療機関及び社会福祉施設の管理者は，次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し，関係職員等に周知徹底を図るとともに，訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

ア 避難の場所

イ 経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健，衛生及び給食等の実施方法

第10節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技術の向上並びに住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

防災訓練は、市及び防災関係機関が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は協働して実施するものとする。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。

2 訓練の種類

防災訓練は、関係機関との緊密な連携の上、訓練計画を作成して実施するものとする。

(1) 水防訓練

消防機関の動員、一般住民の動員、水防工法、水防資機材の輸送、広報、通報伝達等を盛り込んだ訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防機関の出動、退避、立退き、救出救助、消火の指揮系統の確立、広報、情報連絡等を盛り込んだ訓練を実施する。

(3) 避難訓練

水防訓練又は消防訓練と併せて避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水、給食等を盛り込んだ訓練を実施する。

(4) 災害通信連絡訓練

気象情報の伝達、災害発生状況報告、被害報告等を主通信、副通信を組み合わせ、あらゆる想定のもとに訓練を実施する。

(5) 非常招集訓練

本部各班員の招集訓練を実施する。

(6) 総合訓練

防災関係機関と住民等が連携を図り、総合的な防災訓練を実施する。

(7) 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

(8) その他災害に関する訓練

他の機関で実施する訓練への協力その他防災に関する訓練を実施する。

第11節 防災知識普及計画

災害による被害の軽減を図るためには、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠であり、災害時の災害応急活動を実効性のあるものとする防災知識の普及を図るための措置等については、本計画の定めるところによる。

1 市職員に対する防災教育

災害は、その発生の季節、時間、地理的な条件により被害状況が異なり、また、職員自らが被災者になる可能性があるなど、不確定な要素が多い。特に、夜間や休日などの勤務時間外に災害が発生した場合、初動段階では参集職員も限定され、限られた職員で対処せざるを得ない状況も予想される。

市職員は、このような状況下においても、災害応急活動の実行上の主体であり、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことが求められるため、防災教育の徹底を図るものとする。

- (1) 赤平市地域防災計画の理解
- (2) 各課係毎の連絡体制の確立
- (3) 各課係毎の行動マニュアルの作成
- (4) 他の自治体及び防災関係機関等が実施する防災訓練への参加
- (5) 過去の災害現場の視察
- (6) その他必要な事項

2 住民に対する防災知識の普及

災害発生時には、出火防止、初期消火、救出、応援救護、避難誘導など広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは極めて困難となることが予想される。このため、住民に対してそれぞれの地域の災害関連情報を周知するとともに「自分たちのまち、地域は自分たちが守る」という自主防災意識を醸成し、さらに、要配慮者に対する援助の必要性、方法等の防災知識の普及を図る。

(1) 普及方法

- ア 防災パンフレットの配布
- イ 広報あかびらの活用
- ウ 市ホームページの活用
- エ 市及び防災関係機関等が主催する防災訓練等による普及
- オ 防災関係機関等が主催する講演会等による普及
- カ 学校教育による普及

(2) 普及内容

- ア 赤平市地域防災計画の概要
- イ 防災に関する一般知識
- ウ 自助（備蓄）の心得
- エ 防災（平常時）の心得
- オ 火災予防の心得
- カ 災害時の心得
 - (ア) 気象情報の種別と対策等
 - (イ) 避難勧告等の意味と内容
 - (ウ) 避難時の心得
 - (エ) 被災世帯の心得
- キ その他必要な事項

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 応急措置実施計画

市の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市長等が実施する応急措置については、関係法令及び本計画の定めるところによる。

1 応急措置の実施責任者

法令上の実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- (1) 北海道知事（基本法第70条）
- (2) 警察官等（基本法第63条第2項）
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条第3項）
- (4) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（基本法第77条）
- (5) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長（基本法第80条）
- (6) 市長、市の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（基本法第62条）
- (7) 水防管理者（市長）、消防機関の長（消防長）等
（水防法（昭和24年法律第193号）第24条及び第28条）
- (8) 消防長、消防署長等（消防法昭和23年法律第186号）第29条）

2 市の実施する応急措置

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第63条第1項の規定により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(2) 応急公用負担の実施

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定により市区域内の他人の土地、建物その他の工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、速やかに次の措置をとらなければならない。

ア 応急公用負担に係る手続

市長は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号 以下「基本法施行令」という。）第24条の規定により工作物及び物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者、権原者等（以下「占有者等」という。）に対し次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を赤平市公告式条例（昭和25年条例第 号）を準用して市役所の掲示場に掲示する等の措置をとらなければ

ならない。

- (ア) 名称及び種類
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

市長は、基本法第82条の規定により当該処分により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施

ア 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定により現場の災害を受けた工作物及び物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この節において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、市長は当該工作物等を保管しなければならない。

イ 市長は、工作物等を保管したときは、基本法第64条第3項の規定により当該工作物等の占有者等に対し、当該工作物等を返還するため必要事項を公示しなければならない。

ウ 市長は、保管した工作物等が滅失若しくは破損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、基本法第64条第4項の規定により当該工作物を売却し、その売却した代金を保管することができる。

エ 工作物等の保管、売却、工事等に要した費用は、基本法第64条第5項の規定により当該工作物の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

オ 公示の日から起算して6月を経過してもなお工作物等を返還することができないときは、基本法第64条第6項の規定により当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

(4) 他の市町村長等に対する応援の要求等

ア 市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条第1項の規定により他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

イ 応援に従事する者の応急措置の実施については、基本法第67条第2項の規定により当該応援を求めた市町村長指揮の下に行動するものとする。

(5) 知事に対する応援の要求等

市長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条第1項の規定により知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民等に対する緊急従事指示等

ア 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第65条第1項の規定により市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

イ 市長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防法（昭和24年法律第193号）第24条の規定により市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

ウ 消防吏員又は消防団員は緊急の必要があるときは、消防法第29条第5項の規定により火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

エ 救急隊員は、緊急の必要があるときは、消防法第35条の7第1項の規定により事故の現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

(7) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市長は、前記アからエにより、市の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急

措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、基本法第84条第1項の規定によりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第2節 動員計画

災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合の応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員については、本計画の定めるところによる。

1 動員の配備、伝達系統と方法

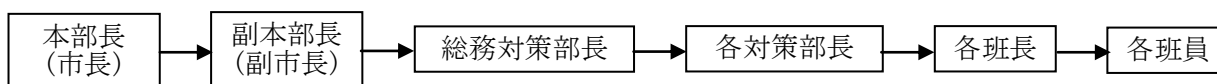
(1) 勤務時間内の伝達方法

ア 市長の配備の決定により、第2章 第3節 本部の配備体制の定めるところにより総務対策部長は、各対策部長に通知するものとする。

イ 各対策部長は、速やかに所属職員に周知するとともに指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

ウ 伝達は、口頭、電話又は庁内放送等によるものとする。

伝達系統図



(2) 勤務時間外及び休日等の伝達方法

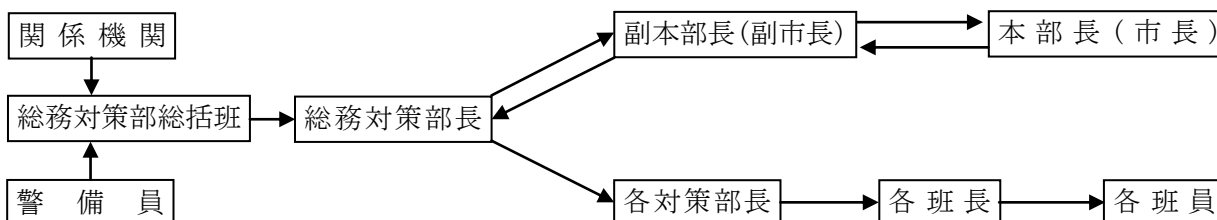
総務対策部総括班は、次の情報を受けたときは総務対策部長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて各対策部長に通知するものとする。

ア 気象情報等が関係機関から通報されたとき。

イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

ウ 異常現象の通報があったとき。

指揮系統図



2 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、電話、広報車、連絡車、又は放送機関に依頼してテレビ、ラジオ等により周知するものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

3 動員報告

各対策部長は、職員を動員（招集）したとき、又は職員が自主登庁したときは、その状況を取りまとめ速やかに総務対策部長を通じ本部長に報告するものとする。

4 応援職員の派遣及び要請

(1) 本部長は、災害の状況及び応急措置の推移により、必要に応じて各対策部の所属する職員を他の部に応援させるものとする。

(2) 災害の状況により応援を必要とする部にあつては、総務対策部長を通じ本部長に要請し、必要人数の応援を受けるものとする。

第3節 災害広報・情報提供計画

災害時における住民及び報道機関並びに防災関係機関，公共的団体及び重要な施設の管理者等（以下「関係機関等」という。）に対する災害広報及び情報提供については，本計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

住民への情報伝達手段として，防災行政無線（同報系・移動系（戸別受信機を含む。）），全国瞬時警報システム（J-ALERT），災害情報共有システム（Lアラート）公衆無線LAN，テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等，要配慮者にも配慮した多重化，多様な手段の整備に努めるものとする。

この際，ネットワーク通信を容易にするために，公衆無線LANの設備を整備する。

2 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については，第3章 災害情報通信計画によるほか，次の方法によるものとする。

- (1) 総務対策部企画・広報班派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 住民及び報道機関その他関係機関等取材による情報等の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による情報等の収集

3 災害情報等の発表方法

(1) 発表責任者

災害情報等の発表及び広報は，本部長の承認を得て，総務対策部長がこれにあたる。

(2) 住民に対する広報の方法及び内容

ア 住民及び被災者に対する広報活動は，災害の推移を見極めながら次の方法により行うものとする。

- (ア) 赤平市防災行政無線による広報
- (イ) 広報車及び消防車両による広報
- (ウ) 新聞，ラジオ，テレビ等の利用
- (エ) 街頭放送の利用
- (オ) 北海道防災対策支援システムの活用
- (カ) 広報誌，チラシの利用
- (キ) 地区情報連絡責任者による伝達
- (ク) 市ホームページの利用
- (ケ) 携帯電話等による緊急速報メール

イ 広報の内容は，次のとおりとする。

- (ア) 災害に関する情報及び住民に対する注意事項
- (イ) 災害応急対策とその状況
- (ウ) 災害復旧対策とその状況
- (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
- (オ) その他必要と認められる事項

(3) 報道機関に対する情報の提供方法及び内容

収集した災害情報等に基づき，報道機関に対し，電話，ファックス又は電子メールにより次の事項を情報提供するものとする。

- ア 災害の種別，名称及び発生日時
- イ 災害の発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
- エ 応急対策の状況
- オ 住民に対する避難勧告又は指示の状況

- カ 救助法適用の有無
 - キ 本部の設置又は廃止
 - ク 住民及び被災者に対する協力及び注意事項
 - ケ その他必要と認められる事項
- (4) 本部職員に対する周知
総務対策部総務班は、災害状況の推移を本部職員に周知し、各対策部に対して措置すべき事項及び伝達方法を連絡する。
- (5) 関係機関等に対する周知
総務対策部企画・広報班は、必要に応じて関係機関等に対して災害情報を提供するものとする。

4 公衆無線LAN設備

- (1) 平岸コミュニティセンター（屋外1基，屋内1基）
- (2) 赤平市コミュニティセンター駐車場（屋外1基）
- (3) 赤平中学校（屋内3基）
- (4) 赤平市役所（屋内1基）
- (5) コミュニティセンター別館（屋内1基）
- (6) 交流センターみらい（屋内2基）
- (7) 総合体育館（屋内1基）
- (8) 東公民館（屋内1基）

5 災害時における公衆無線LAN設備の開放に係る手続き

- (1) 通信業者設置箇所
設置業者により開放する。
- (2) 赤平市設置箇所
設置箇所が指定緊急避難場所及び指定避難所として開設，若しくは，公衆無線LAN設置地域が被災した場合に速やかに開放する。また，開放については，災害対策本部長が決定し，公衆無線LAN管理担当者が速やかに開放する。
災害が収束し，指定緊急避難場所及び指定避難所が解放された場合には，速やかに通常の公衆無線LANへ切替える。

6 安否情報の収集・提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは，被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ，消防，救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲内で，可能な限り安否情報を回答するように努めるものとする。

- (1) 安否情報の収集
- ア 市は，安否情報の照会窓口を災害対策本部に設置して情報を受け付けるほか，各避難所において安否情報の収集を行う。また，市が管理する医療機関，学校等，消防機関及び警察等と協力し，被災者に関する情報の収集に努めるものとする。
 - イ 安否情報の収集に当たっては，様式第4号によるほか，災害により死亡した住民については，様式第5号により収集して情報を整理するものとする。
- (2) 安否情報の提供
- ア 安否情報の照会は，原則として照会窓口により，様式第6号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるものとする。その際，申請者本人であることを証明する書類（運転免許証，健康保険の被保険者証，外国人登録証明証，住民基本台帳カード等）により本人を確認する。ただし，安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会を申請するものが遠隔地に居住している場合など，書面の提出によることができない場合は，電話，電子メールなどの照会も受け付ける。この際，照会者の住所，氏名，生年月日及び性別について照会申請者の住居市町村が保有する住民台帳と照合すること等により，本人確認を行うものとする。

イ 安否情報の回答は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、下記の表の区分に応じて適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	申請者と照会に係る被災者との関係	照会に係る被災者の安否情報
(ア)	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻間と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷又は疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否確認に必要と認められる情報
(イ)	・被災者の親族（(ア)に掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
(ウ)	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

ウ 安否情報の回答は、様式第7号により行うものとし、前項イにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなど一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができるものとする。

エ 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

オ 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

7 被災者相談所

市長（市民対策部市民生活班）は、災害の状況により必要と認めるときは被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

また、被災者及び住民の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

第4節 避難救出計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置並びに生命、身体が危険な状態になった者の救出に関しては、本計画の定めるところによる。

1 避難計画

(1) 実施責任者

ア 市長（市民対策部市民生活班）

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、基本法第60条の規定により必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退きを勧告又は指示することができる。

(イ) 上記（ア）において、市長が立退きの指示等を行うことができない場合は、基本法第61条の規定により警察官にその指示を要求するものとする。

イ 水防管理者（市長）

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法（昭和24年法律第193号）第29条の規定により必要と認める区域の居住者に対し、避難のために立退くべきことを指示することができる。この場合、警察署長にその旨を通知するものとする。

ウ 警察官

(ア) 市長が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、基本法第61条の規定により避難のための立退きを指示し、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

(イ) 人の生命若しくは身体に危害を及ぼすおそれのある天災、危険物の爆発等の危険な事態がある場合、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定により危害を受けるおそれのある者に対し、避難等の措置をとることができる。

エ 北海道知事又はその命を受けた道の職員

(ア) 洪水若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき又はその可能性が大きいと判断されるときは、水防法（昭和24年法律第193号）第29条及び地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条の規定により避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示を行うことができる。

また、知事は洪水、地滑り以外の災害の場合においても、基本法第72条の規定により市町村が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。

(イ) 知事は、災害発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法第60条第6項の規定により避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置を市長に代わって実施しなければならない。

オ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、実施すべき者がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、（イ）から（エ）の措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(ア) 警察官がその場にはいない場合に限り、居合わせた者に対する避難の措置等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条）

(イ) 市長若しくはその委任を受けた市の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

(ウ) 市長若しくはその委任を受けた市の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、他人の土地等の一時使用及び被災工作物の除去等（基本法第64条第8項）

(エ) 市長若しくはその委任を受けた市の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

(2) 避難勧告等の発令基準及び助言

ア 避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）

避難行動に特に時間を要する要配慮者等が避難行動を開始しなければならない段階であり、その他の人々も家族等との連絡、非常持出品の用意等避難準備を開始する段階をいい、次の基準により発令するものとする。

(ア) 空知川赤平水位観測所の河川水位が避難判断水位（47.7m）に到達し、さらに水位の上昇が予想される場合

(イ) 大雨警報（土砂災害）が発表され、北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域

(ウ) その他諸般の状況から事前に避難の準備が必要であると認められる場合

イ 避難勧告（警戒レベル4）

災害発生予想区域の住民は、指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる段階であり、危険区域の住民全員が避難することが望ましく、次の基準により発令するものとする。

(ア) 空知川赤平水位観測所の河川水位が氾濫危険水位（48.3m）に到達し、さらに水位の上昇が予想される場合

(イ) 異常な漏水・侵食等が発見された場合

(ウ) 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

(エ) 土砂災害警戒情報が発表され、北海道土砂災害警戒情報システムの判定メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及び大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域

(オ) その他諸般の状況から避難する必要があると認められる場合

ウ 避難指示（緊急）（警戒レベル4）

災害が発生するおそれが極めて高い状況であり、未だ避難していない人は、指定緊急避難場所又は指定避難所に緊急に避難する。

指定緊急避難場所又は指定避難所への避難は、かえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所又は建物内のより安全な部屋へ緊急避難する段階あり、次の基準により発令する。

(ア) 空知川赤平水位観測所の水位が堤防天端に達するおそれが高まった場合

(イ) 緊急的又は、重ねて避難を促す場合

エ 災害発生情報（警戒レベル5）

(ア) 河川が氾濫した場合

(イ) 土砂災害が発生した場合

オ 避難解除

(ア) 空知川赤平水位観測所の水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域の降雨がほとんどない場合

(イ) 堤防決壊による浸水が発生した場合は、河川からの氾濫のおそれがなくなった場合

(ウ) 土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。

カ 助言

避難のための立退き勧告・指示及び屋内での退避等の安全確保措置をしようとする場合に必要があると認める場合には、国又は道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めるものとする。

(3) 避難勧告等の伝達方法

住民への避難勧告等の伝達は、総務対策部企画・広報班が行い、伝達する内容及び方法は次のとおりとする。

この際、市内町内会長への伝達は、市民対策部市民生活班が行う。

ア 勧告，指示等事項

(ア) 発令日時

(イ) 発令者

(ウ) 避難先

(エ) 避難路

(オ) 避難の理由

(カ) 避難対象区域

(キ) 注意事項

a 携行品は，必要最小限にする。（食料，水筒，タオル，チリ紙，着替え，救急薬品，懐中電灯，携帯ラジオ等）

b 服装は軽装とし，帽子，頭巾，雨合羽，防寒用具を携行する。

c 避難時の戸締りを確実にする。

d 火気の始末をし，火災が発生しないようにする。

イ 伝達方法

次に掲げるもののうち，災害の状況及び地域の実情に応じ，最も迅速かつ的確な方法により伝達するものとする。

なお，場合によっては二つ以上の方法を併用するものとする。

(ア) テレビ放送等による伝達（Lアラート利用）

テレビ放送局（NHK，民間放送局）又はラジオ放送局に対し，勧告，指示を行った旨を連絡し，関係住民に連絡すべき事項を提示して放送することを要請する。

(イ) 防災行政無線及び広報車による伝達

防災行政無線及び広報車（市及び消防機関等）を利用し，関係地区に伝達する。

(ウ) 電話による伝達

電話により住民組織，官公署，会社等に通報する。

(エ) 伝達員による個別伝達

避難勧告，避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令したときが，夜間，停電時，風雨が激しい場合等，全家庭に対する完全周知が困難であると予想されるときは，消防団員等で班を編成し個別に伝達するものとする。

(オ) 町内会又は自主防災組織による伝達

(カ) 避難信号による伝達は，赤平市水防計画に定める危険信号によるものとする。

(キ) 北海道防災対策支援システムによる伝達

北海道が運営する上記システムを活用し，避難勧告等の避難情報をあらかじめ登録している住民に携帯電話のメール機能により伝達するものとする。

(4) 緊急避難場所及び避難所

緊急避難場所及び避難所は，緊急避難のための緊急避難場所と収容避難のための避難所（福祉避難所を含む。）に区分し，災害の種別，規模，避難人口その他の情勢を判断し，異常な現象の種類ごとの基準に適合した緊急避難場所及び避難所の中から指定するものとする。

ア 緊急避難場所及び避難所指定

(ア) 緊急避難場所

避難者が一時的に緊急避難する場所であり，市が指定する緊急避難場所は，別表第19のとおりとする。ただし，危険が切迫しており，これらの場所を使用することが出来ない場合は，最寄りの安全な民間施設，公園，空地等を使用するものとする。

(イ) 避難所

大雨，洪水等による家屋の浸水，流失あるいは，地震，大火災などにより住居を喪失し，又はそのおそれのある場合，避難者を収容するために開設するものであり，容易に給食，物資を搬送することができる施設とし，市が指定する避難所は，別表第20のとおりとする。ただし，災害の状況等により，別の公共施設等を臨時避難所として利用する場合もある。

また，避難所が使用不能になった場合又は，避難所に収容しきれなくなった場合には，災害

の種類，被害又は被害の状況により，仮設避難所の設営を行う。

(ウ) 福祉避難所

指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を受け入れるために開設する二次的避難所であり，別表第20のとおりとする。

イ 緊急避難場所及び避難所の開設及び管理運営

(ア) 緊急避難場所

- a 避難を要する状況にあつては，速やかに職員を配置し，避難住民との連絡，避難状況の掌握に努めるとともに，避難者に対する情報提供及び指示を行い，避難者の安全確保と混乱の防止を図るものとする。
- b 避難における救援措置は，原則として給水及び医療救護とする。
- c 緊急避難場所の施設管理者は，市長あるいはその命を受けた職員の指示に従い，管理運営に協力するものとする。

(イ) 避難所

- a 施設の開設は，本部の指示により施設の管理者が行い，市民対策部市民生活班が各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際，避難所における情報の伝達，食料，水等の配布，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに，必要に応じ，他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- b 避難所の開設基準及び期間等については，救助法が適用されたときは同法により，また適用されない場合は，同法に準じて行うものとする。
- c 避難所として使用する施設の管理者は，市長あるいはその命を受けた職員の指示に従い，速やかに避難所の開設及び管理運営に協力するものとする。
- d 必要に応じ，洪水，土砂災害等の危険性を十分配慮しながら次のとおり避難所を開設し，必要があれば，あらかじめ指定された施設以外の施設についても，管理者の同意を得て避難所として開設する。また，要配慮者に配慮して，被災地以外の地域にあるものを含め，民間賃貸住宅，旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等，多様な避難所の確保に努めるものとする。
- e 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は，当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- f 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め，国等への報告を行うものとする。
- g 災害の規模，被災者の避難及び収容状況，避難の長期化等にかんがみ，必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- h 災害の規模等にかんがみて必要に応じ，避難者の健全な住生活の早期確保のために，応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により，避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- i 避難所における生活環境に注意を払い，常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため，食事供与の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，必要な対策を講じるものとする。その際，避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために，道及び医療・保健関係者等と連携して，段ボールベッドの早期導入や，衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等に努めるとともに，専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また，避難の長期化等必要に応じて，プライバシーの確保状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師や看護師等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，ごみ処理の状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。

さらに，必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

- j 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (ウ) 福祉避難所
福祉避難所の開設は、協定に基づき実施するものとし、災害発生時には、避難者の受け入れが整った段階で受け入れる。
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知方法
住民に対し、平時から指定緊急避難場所及び指定避難所を記した地図等を配布して周知するものとする。
- (5) 避難誘導
 - ア 避難誘導者
避難者の誘導は、避難者及び避難誘導者の安全に十分配慮し、市職員、消防職員、消防団員及び警察官が、町内会及び民間協力団体と協力して行うものとする。
 - イ 避難の順位
避難させる場合には、傷病者や、要配慮者を優先的に避難させる。
 - ウ 避難方法
避難は、可能な限り町内会単位あるいは町内会各班単位で行うものとし、避難者自ら行うことを原則とする。
 - エ 移送の方法
車両による集団輸送の必要が認められる場合は、市有車両を利用するものとするが、広域で大規模な移送を要し、市において対応処理ができない場合は、本章 第5節 自衛隊派遣要請計画の定めるところにより、陸上自衛隊に派遣要請をするものとする。
- (6) 緊急避難場所及び避難所の開設状況の記録
緊急避難場所及び避難所を開設した場合は、次により状況を記録しておかなければならない。
 - ア 避難者世帯名簿（様式第8号）
 - イ 救助の種目別物資受払状況（様式第9号）
 - ウ 緊急避難場所及び避難所設置及び収容状況（様式第10号）
- (7) 北海道（空知総合振興局）に対する報告
 - ア 避難勧告等を市長等が発令したときは、発令者、発令日時、避難の対象区域、避難先を記録するとともに、空知総合振興局に対しその旨を報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは市長経由）
 - イ 緊急避難場所及び避難所を開設したときは、知事（空知総合振興局長）に次のことを報告するものとする。
 - (ア) 緊急避難場所及び避難所の開設日時、場所及び施設名
 - (イ) 開設期間の見込み
 - (ウ) 収容状況、収容人員
 - (エ) 炊出し等の状況

2 救出計画

- (1) 実施責任者
市長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は、警察官、消防機関等の協力を得て救出活動を行うが、災害が甚大であり本部のみで救出の実施が困難な場合は、本章 第5節 自衛隊派遣要請計画の定めるところにより知事（空知総合振興局長）に自衛隊の派遣要請をするものとする。
- (2) 救出を必要とする者
災害のために、現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者で、おおむね次に該当するときとする。

- ア 火災の際，火中に取り残された場合
 - イ 台風，地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
 - ウ 水害の際，家屋とともに流され，又は孤立地点に取り残された場合
 - エ 崖崩れ，地滑り等により生き埋めとなった場合又は列車，自動車等の大事故が発生した場合
- (3) 救出状況の記録

被災者を救出した場合は，被災者救出状況記録簿（様式第11号）により状況を記録しておかなければならない。

第5節 相互応援（受援）体制整備計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策若しくは、災害復旧の実施に際し、他のものを応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備える相互応援（受援）体制については、本計画の定めるところによる。

1 相互応援（受援）体制整備

- (1) 道及び市町村への応援要請又は市町村に対する応援が迅速かつ円滑に実施できるように、平常時から関係機関と災害対策上必要な情報を交換し、応援（受援）体制を整えておくものとする。
- (2) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模災害による同時被災地域の観点から、遠方の市町村との協定締結も考慮するものとする。
- (3) 災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が実施できるように、企業等と平常時から協定を締結するなど連携強化に努めるとともに、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握するなど、民間能力等の活用に努めるものとする。
- (4) 災害発生時に被災市町村への応援を迅速に実施できるように、応援（受援）に関する計画を策定し、地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災訓練等において応援（受援）体制を検証し、連携の強化を計るものとする。

2 応援要請

- (1) 北海道に対する応援要請
応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条の規定に基づき、北海道に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。
- (2) 他市町村に対する応援要請
ア 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条の規定に基づき、他市町村に対し応援を求めるものとする。
イ 市が締結している災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、応援を要請するものとする。
- (3) 指定地方行政機関に対する応援要請
災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。
- (4) 消防機関に対する応援要請
大規模災害が発生し、消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、北海道広域消防相互応援協定又は、緊急消防援助隊要綱の規定に基づき、他の消防機関に応援を要請するものとする。
- (5) 自衛隊災害派遣要請
本章 第5節 自衛隊派遣要請計画の定めるところにより、災害の規模や被害情報から判断し、必要があるときには、自衛隊に対して部隊等の派遣を要請するものとする。

2 受入れ体制

上記1（1）から（5）による応援が円滑かつ迅速に行われるよう、関係機関と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、応援の受入れ体制を確立しておくものとする。

第6節 自衛隊派遣要請計画

災害に際して、基本法第68条の2及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊に対して部隊等の派遣を要請する場合の措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

自衛隊への災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害等の災害の発生が予想され、緊急措置のため応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信等に応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請の要領等

(1) 要請方法

市長（総務対策部総括班）は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、次の事項を明らかにした文書（様式第12号）をもって知事（空知総合振興局長）に派遣要請を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。この場合において、市長（総務対策部総括班）は、必要に応じてその旨及び災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊等が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

(2) 要請依頼先

派遣要請の依頼は、空知総合振興局地域創生部地域政策課へ行うものとする。

TEL 0126-20-0033

(3) 緊急を要する場合の要請方法

市長は、人命の緊急救助に関し、知事（空知総合振興局長）に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事（空知総合振興局長）と指定部隊との連絡が不能である場合については、直接次の指定部隊に要請できるものとする。ただし、この場合においても、その後速やかに知事（空知総合振興局長）に連絡し、上記（1）の手続きを行うものとする。

指定部隊名	所在地	電話番号
陸上自衛隊滝川駐屯地 第10即応機動連隊	滝川市泉町236番地 (自衛隊滝川駐屯部隊)	0125-22-2141 内線230(当直302)

3 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 受入れ体制の確立

知事（空知総合振興局長）から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置するものとする。

ア 宿泊所等の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、機材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとるものとする。

イ 連絡職員の氏名

市長は、現地責任者を指名し、派遣部隊指揮官との連絡及び協議にあたらせるものとする。

ウ 作業計画の準備

応援を求める作業の内容，所要人員及び資機材の確保その他について計画を立て，派遣部隊の到着と同時に作業ができるよう準備するものとする。

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは，目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し，派遣部隊の活動が円滑に行われるよう調整を行うものとする。

イ 北海道知事（空知総合振興局長）への報告

総務対策部長は，派遣部隊到着後及び必要に応じて，次の事項を知事（空知総合振興局長）に報告するものとする。

(ア) 派遣部隊の長の官職氏名

(イ) 隊員数

(ウ) 到着日時

(エ) 従事している作業の内容及び進捗状況

(オ) その他参考となる事項

ウ 自衛隊との情報交換

自衛隊は，収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに，市においても災害情報を自衛隊に提供するものとする。

4 経費負担等

(1) 自衛隊が防災活動に要する次の費用は，市において負担するものとする。

ア 資材費及び機器借上料

イ 電話料及びその施設費

ウ 電気料

エ 水道料

オ 汲取料

(2) その他必要経費については，自衛隊と協議の上定めるものとする。

5 派遣部隊の撤収要請

市長は，災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなつたと認めるときは，速やかに文書（様式第13号）をもって知事（空知総合振興局長）に撤収の要請を依頼するものとする。ただし，文書による報告に日時を要するときは，電話等で要請し，その後文書を提出するものとする。

6 派遣部隊等の権限

本章 第4節 避難救出計画によるものとする。

第7節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

1 緊急運航の要請

本市において災害が発生し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合、市長は北海道消防防災ヘリコプター応援協定に基づき知事に対し防災ヘリコプターの緊急運航を要請するものとする。

(1) 要請の要件

市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合に要請するものとする。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 赤平消防署では、災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

市長（総務対策部総括班）から知事（北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝票（様式第14号）を提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請は、赤平消防署がヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領により行うものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地と陸上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

TEL 011-782-3233 FAX 011-782-3234

(4) 報告

市長（総務対策部総括班）は、災害が収束した場合には、速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（様式第15号）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、北海道防災ヘリコプター運航管理要綱（平成8年4月施行）及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成8年7月施行）の定めるところにより、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができる場合に派遣される。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察及び情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察及び情報収集活動を行う必要がある場合

イ 救援物資、人員及び資機材等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員及び資機材等を搬送する必要がある場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

交通遠隔地等から生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

イ 医療機関への転院搬送

他の医療機関へ搬送しなければ傷病者の生命に危険が及ぶと医師が判断し、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

ウ 医師等の搬送

交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師及び資機材等を搬送する必要がある場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助活動

中高層ビル等の火災において、地上からの救助及び救出が困難で屋上等から行うことが必要である場合

イ 山岳遭難、河川又は湖沼等の水難事故における救助活動

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した場合で、本市の消防力等では対応できない場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難な場合

イ 偵察及び情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察及び情報収集活動を行う必要がある場合

ウ 消防隊員及び資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員及び資機材等の搬送手段がない場合

3 赤平市の対応等

市長は、消防防災ヘリコプターの災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策を講じるものとする。

(1) 離着陸場の確保

市長は、安全対策等の常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保するものとする。

なお、本市における消防防災ヘリコプターの指定離着陸場及び離着陸可能地は次のとおりとする。

区 分	場 所	住 所	面 積
指定離着陸場	赤平市コミュニティ広場	赤平市東大町3丁目5番地	10,611㎡

(2) 安全対策

市長は、消防防災ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置及び地上の支援体制を講じるものとする。

4 消防防災ヘリコプター運航系統図

消防防災ヘリコプターの運航系統は、別表第21のとおりとする。

第8節 医療救護計画

災害により地域の医療機関の機能が停止又は著しく低下し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の医療救護に関する事項は、知事及び知事の委任により市長（医療対策部医療班）が実施するほか日本赤十字社北海道支部が実施するものとする。
- (2) 救助法が適用されない場合の医療救護に関する事項は、市長（医療対策部医療班）が実施するものとする。
- (3) 上記（1）及び（2）については、赤平市医師会と緊密な連携を図り実施するものとする。

2 医療救護の対象者とその把握

- (1) 対象者
 - ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
 - イ 災害発生日前後7日間の分娩者で、災害のため助産の途を失った者
- (2) 対象者の把握

所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に医療救護の対象者を把握し、市長に通知するものとする。通知を受けた市長は、医師及び看護師等の派遣要請、応急救護所の開設、患者の救急搬送、通信連絡の確保、医療資器材の確保並びに手配等必要な措置を講ずるよう関係対策部に指示するものとする。

また、被災者のニーズに的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

3 応急救護所の設置

応急救護所は、原則として救護を必要とする地域の指定避難所に設置するものとするが、災害の状況により他の公共施設等を使用するものとする。

4 医療救護活動の範囲

- (1) 医療救護活動は、市又は北海道が設置する応急救護所において、医師、看護師その他の要員により組織した医療班により実施するものとする。
- (2) 医療救護活動の範囲は、次のとおりとする。
 - ア トリアージ
 - イ 傷病者に対する応急処置及び医療
 - ウ 傷病者の医療機関への転送の要否及び順位の決定
 - エ 助産救護
 - オ 被災者の死亡確認及び死体検案

5 赤平市医師会に対する出動要請

市長は、災害により応急医療を必要とする場合は、応急救護所を開設するとともに、災害時の赤平市医師会救護隊活動に関する協定書による救護隊の編成及び派遣を要請するものとする。

なお、この場合においては、次の内容を赤平市医師会に通知するものとする。

- (1) 災害発生日時、場所、原因及び内容
- (2) 出動時期及び場所
- (3) 出動を要する人員数及び資器材
- (4) その他必要な事項

6 患者の搬送

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として赤平消防署が実施するが、交通路の損壊等により搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、本章 第7節 ヘリコプター活用計画に定めるところにより知事に対しヘリコプターの出動を要請するものとする。

7 医薬品等の確保

医療救護に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等（以下「医薬品等」という。）及び暖房用燃料等の確保は、取扱業者から調達するものとするが、不足又は調達が困難な場合は、北海道又は関係機関にその確保を要請するものとする。

なお、この場合においては、救助の種目別物資受払状況（様式第9号）に医薬品等の受払状況を記録しておかなければならない。

8 関係機関の応援

市長は、災害規模等必要に応じ、知事に対し次の事項について応援を求めるものとする。

- (1) 救護班の支援（近隣医師会、北海道医師会、国立及び道立病院等）
- (2) 患者の移送（自衛隊、北海道）

9 臨時の医療施設に関する特例

著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

10 医療救護活動実施の記録

- (1) 救護班活動状況（様式第21号）
- (2) 病院、診療所医療実施状況（様式第16号）
- (3) 助産台帳（様式第17号）

11 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第9節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、市長（市民対策部市民生活班）が知事及び空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）（以下「保健所」という。）の指示、指導に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で、市単独では防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事に応援を要請し実施するものとする。

2 防疫の実施組織

市長は、被災地における防疫活動実施のため、次のとおり防疫班を編成するものとする。

班名	班長	班員
市対策部市民生活班	市民生活課長	市民生活職員

3 防疫の種別及び方法

(1) 防疫班の消毒活動

市長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項、第28条第2項及び第29条第2項の規定に基づく知事の指示があったときは、同法施行規則（平成10年厚生省令第99号）第14条、第15条及び第16条の規定に基づき速やかに消毒等を実施するものとする。

なお、薬剤の散布については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成16年健感発第0130001号）の規定に基づき所要量を確保した上で、実施するものとする。

ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒

イ 避難場所その他不潔場所の消毒

ウ 井戸の消毒

エ 状況により、ねずみ、昆虫等の駆除

(2) 各被災世帯における家屋等の消毒

ア 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸に消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、トイレの消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。

イ 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、トイレの消毒は、状況に適した薬剤にて行う。

(3) 患者等に対する措置

市長は、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに知事（保健所長）に通報し、状況によっては知事（保健所長）の要請に基づき、保健所と連携して患者等への対応を行うものとする。

(4) 臨時予防接種

市長は、被災地の感染症予防のため緊急の必要があるときは、予防接種法（昭和23年法律68号）第6条第1項の規定により知事の指示を受け予防接種を実施するものとする。

(5) 避難所の防疫指導

市長は、避難所の応急施設については、次により防疫指導等を実施するものとする。

ア 健康調査等

避難者の健康状態を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診及び保健指導等を実施するものとする。

イ 検病調査等

避難者に対して検病調査を実施するものとし、調査の結果必要が生じたときは、保健所に連絡するものとする。

ウ 清潔方法，消毒方法等

保健所の指導のもと，避難所の清潔方法を指導するとともに，避難者に衣服等の日光消毒等を行うよう指導するものとする。

また，必要があるときは，消毒薬等によりトイレ，炊事場，洗濯場等の消毒のほか，クレゾール石鹼液等を適当な場所へ配置し，手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

エ 集団給食

給食従事者は，原則として健康診断を終了した者をもって充て，できる限り専従させるものとする。

また，配膳時の衛生保持及び残廃物，塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

オ 飲料水の管理

飲料水の水質検査及び消毒については，十分指導徹底させるものとする。

4 防疫資器材の調達

災害時において，市が所有する防疫資器材等に不足が生じた場合は，保健所又は近隣市町村等から借用するものとする。

5 家畜防疫

被災地の家畜防疫は，知事が行うものとし，空知家畜保健衛生所において実施するものとする。

第10節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安定と秩序を維持するために警察署が実施する警戒及び警備に関しては、本計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察署の任務

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の防止、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたるものとする。

2 災害の予報及び警報の伝達に関する事項

- (1) 警察署長は、市及び防災関係機関と災害に関する予警報の伝達に関して、平常時より緊密な連絡を図るものとする。
- (2) 警察官は、基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、速やかに市長に通報するものとする。

3 事前措置に関する事項

(1) 警察官の出動要請

市長（総務対策部総括班）が基本法第58条の規定に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備を要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により、警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

- ア 出動を要する理由
- イ 出動を要請する職員の職種及び人員数
- ウ 出動を必要とする期間
- エ その他出動についての必要事項

(2) 市長の要請により行う事前措置

警察署長は、市長からの要請により基本法第59条の規定に基づき、事前措置について指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。この場合にあつては、市長が当該措置の事後処理を行うものとする。

4 避難に関する事項

- (1) 警察官が基本法第61条又は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定に基づき、避難の指示又は警告を行う場合は、本章第4節 避難救出計画に定める避難先を示すものとする。

ただし、災害種別、規模、様態、現場の状況等により本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。この場合において、当該避難先の借上げ、給食等は、市長が行うものとする。

- (2) 避難の誘導にあつては、市及び消防機関と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等にあたるものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知するものとする。この場合において、市長は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項の規定に基づき応急公用負担（人的物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

6 救助に関する事項

警察署長は、市長と協力し被災者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護並びに遺体の調査に努めるとともに、必要があると認められる場合は、災害現場にある消防機関等と協力して、危険区域の監視及び警ら等を行い、また、行方不明者の搜索等、状況に応じて市長の行う災害応急活動に協力するものとする。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

(1) 災害情報の収集

警察署長は、市長その他の関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

(2) 災害情報の連絡

警察署長は、迅速に災害情報を収集し、必要と認められる場合には、市長その他の関係機関に連絡するものとする。

8 災害時における広報

警察署長は、地域住民に対して警備措置上必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制その他の警察活動について広報を行うものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、かつ、孤立が予想される地域その他必要と認められる地域に対して移動無線局、携帯無線局等の必要な通信施設又は資材の活用について計画し、その運用については、市長と打合せを行うものとする。

10 災害時における交通規制に関する事項

(1) 警察署長は、管轄区域内の道路について、災害による道路の損壊等危険な状態が発生し、その状況により必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号 以下「道交法」という。）

第5条第1項の規定に基づき歩行者及び車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 警察官は、災害発生時において、緊急措置を行う必要があるときは、道交法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

第11節 輸送計画

災害時において、災害応急対策及び復旧対策等に万全を期すため、住民の避難及び災害応急対策要員の移送並びに救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うための措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

災害時輸送は、市長（総務対策部総務班）が防災関係機関の協力を得て行うものとし、救助法が適用された場合は、知事の委任により市長（総務対策部総務班）が行うものとする。

2 災害時輸送の方法

災害時輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、次のうち最も迅速かつ確実に輸送できる方法をもって実施する。

(1) 車両等による輸送

原則として市有車両を使用するものとするが、災害の状況等により市の所有する台数のみでは輸送が困難なときは、赤平市災害協定により要請し、又は民間車両等の借上げを行うなど輸送に支障のないように行うものとする。

(2) 空中輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は山間へき地などで緊急輸送の必要がある場合には、本章 第5節 自衛隊派遣要請計画及び本章 第7節 ヘリコプター活用計画に定めるところにより、航空機等を利用した輸送を行うものとする。

3 輸送の範囲

- (1) 被災者を避難させるための輸送
- (2) 医療救護で緊急を要する者の輸送
- (3) 被災者救出及び救出に必要な人員、資機材等の輸送
- (4) 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) 遺体の捜索及び処理のための輸送
- (7) その他特に必要とする輸送

4 緊急輸送業務に従事する車両の表示

基本法第76条の規定に基づき、北海道公安委員会が災害緊急車両輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止した場合は、本章 第10節 災害警備計画に定めるところにより、市長及び防災関係機関は災害対策に必要な車両に緊急車両の標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送にあたるものとする。

なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備え付けるものとする。

5 実施状況の記録

緊急輸送を実施した場合は、輸送記録簿（様式第18号）に記録しておくものとする。

6 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第12節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料の確保と供給の手続き等については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料の供給は、知事の委任により市長（市民対策部市民生活班）が実施するものとする。
- (2) 救助法が適用されない場合の被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料の供給は、市長（市民対策部市民生活班）が実施するものとする。

2 食料供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家が被害を受け、炊事のできない者
- (3) 災害応急対策に従事している者
- (4) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者

3 食料供給の方法

(1) 品目

供給品目は、食物アレルギー及び栄養バランス等を考慮し、米飯、生パン、乾パン、缶詰、粉ミルク、インスタント食品等とする。

(2) 調達、供給方法

ア 米穀等主食

米穀の調達は、小売又は卸売業者から購入するものとするが、不足の場合又は緊急を要する場合は、知事に対し要請し、農林水産省生産局より供給を受けるものとする。

なお、米飯給食をする場合は、市内の仕出し業者、飲食店、旅館等を利用することとし、本部で炊出しをする場合は、別表第22の施設を利用するほか、給食設備を有する市内民間施設の協力を得るとともに、炊出し協力団体として、第2章 第4節 住民組織等への協力要請に定める住民組織等の協力を求める。

イ 副食及び調味料

市内食料品店等を調達先とするが、なお不足する場合は、知事を通じて副食及び調味料の供給を依頼するものとする。

ウ 供給輸送の方法

食料供給の輸送等については、車両等によるものとし、本章 第11節 輸送計画及び本章 第22節 労務供給計画により措置するものとする。

4 炊出し計画

(1) 実施責任者

被災者及び災害応急対策従事者等に対する炊出しは、市長（市民対策部市民生活班）が担当するものとする。

(2) 炊出しの方法

炊出しは、婦人団体等の協力を得て学校給食施設、市立赤平総合病院、その他の給食施設を有する公共施設等を利用して行うものとする。

5 炊出し給与状況の記録

炊出し等を実施した場合は、次により状況を記録しておかなければならない。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（様式第9号）

(2) 炊出し給与状況 (様式第19号)

6 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第13節 給水計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能になった場合に、住民に必要最小限の飲料水を供給するための応急給水については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の応急給水に関する事項は、知事の委任により市長（産経建設対策部上下水道班）が実施するものとする。
- (2) 救助法が適用されない場合の応急給水に関する事項は、市長（産経建設対策部上下水道班）が実施するものとする。

2 給水対象者

被災により飲料水を得ることができない者とする。

3 給水の方法

- (1) 輸送による給水
 - ア 市の浄水施設又は配水池を補給水源として、別表第23による給水用資機材により搬送し、被災地域住民に給水するものとする。
 - イ 市内の補給水源で不足する場合又は補給水源全部が被災した場合は、近隣の水道事業体に要請して飲料水の供給を受けるものとする。
- (2) 給水の拠点
 - ア 本部が指定する避難場所
 - イ 本部が指定する医療機関
 - ウ その他本部が指定する場所

4 住民への周知

給水を実施するにあたっては、広報車の巡回等により、住民に対して次の事項を周知するものとする。

- (1) 給水場所及び時間
- (2) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (3) その他必要事項

5 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、医療用施設、消火栓等民生安定と緊急を要するものから優先的に行うものとする。

6 応援の要請

市長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村、北海道又は自衛隊へ飲料水の供給、これに要する要員及び給水用資機材の応援を要請するものとする。

7 給水の記録

応急給水を実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

- (1) 救助の種目別物資受払状況（様式第9号）
- (2) 飲料水の供給簿（様式第20号）

8 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第14節 衣料，生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服，寝具，その他生活必需品の供給確保については，本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の被災者に対する被服，寝具，その他生活必需品の給与又は貸与に関する事項は，知事の委任により市長（市民対策部救護班）が実施するものとする。
- (2) 救助法が適用されない場合の被災者に対する被服，寝具，その他生活必需品の給与又は貸与に関する事項は，市長（市民対策部救護班）が行うものとし，物資調達に困難なときは，知事に斡旋及び調達を要請するものとする。

2 給与又は貸与の対象者

災害により住家の全壊，全焼，流失，半壊，半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。）により，生活上必要な被服等を喪失し，直ちに日常生活を営むことが困難と思われる者。

3 調達方法

生活必需品等物資の調達は，世帯構成員別被害状況（様式第22号）により被害状況を把握した上で，物資購入（配分）計画表（様式第23号）を作成し，市内業者より調達するものとする。

なお，調達に困難な場合は，近隣市町村又は北海道に要請し調達するものとする。

4 給与又は貸与物資の種類

被災者に給与又は貸与する物資の品目は，おおむね次のとおりとする。

- (1) 寝具（タオルケット，毛布，布団等）
- (2) 外衣（洋服，作業衣，子供服等）
- (3) 肌着（シャツ，パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル，靴下，サンダル，傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器，鍋，包丁，ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗，皿，箸等）
- (7) 日用品（石鹸，歯ブラシ，歯磨き粉，トイレットペーパー等）
- (8) 光熱材料（マッチ，プロパンガス等）

5 給与又は貸与の方法

市長は，調達物資の受払状況を明確にし，給与又は貸与については，町内会，自主防災組織等の協力を得ながら，迅速かつ的確に行うものとする。

6 給与又は貸与に係る実施状況の記録

物資の給与又は貸与を実施した場合は，次によりその状況を記録しておくものとする。

- (1) 物資の給与状況（様式第24号）
- (2) 救助の種目別物資受払状況（様式第9号）
- (3) 物資給与及び受領簿（様式第25号）

7 給与又は貸与費用の限度

救助法の基準によるものとする。

第15節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合の石油類燃料供給に関する事項は、知事の委任により市長（産経建設対策部産業班）が実施するものとする。
- (2) 救助法が適用されない場合の石油類燃料供給に関する事項は、市長（産経建設対策部産業班）が実施するものとする。

2 石油類燃料確保

市が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保のため次のとおり実施に努めるものとする。

- (1) 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めるものとする。
- (3) 地域内の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- (4) LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行うものとする。

第16節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理などの対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 救助法が適用された場合、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理は知事又は知事から委任を受けた市長（産経建設対策部建設班）が実施するものとする。
- (2) 救助法が適用されない場合、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、市長（産経建設対策部建設班）が市内業者の協力により応急修理を実施するものとする。

2 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

次の条件に該当していなければならない。

ア 住宅が全壊、全焼又は流出した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住宅を確保できない経済的弱者で、次に該当する者であること。

(ア) 生活保護法の被保護者および要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等

(2) 建設地

原則として市有地を選定する。ただし、やむを得ない場合は、公有地及び私有地とし、所有者と十分協議し選定するものとする。

(3) 応急仮設住宅の設置等

応急仮設住宅の規模、工期及び供与期間等は、救助法及びその他関係法令の定めるところによる。

(4) 入居者の選定

ア 生活能力が低く、かつ、住宅の必要性の高い者より順次選ぶものとする。

イ 選考にあたっては、民生委員等からなる選考委員会を設け、被災者の資力及び生活状況等を調査の上決定する。

(5) 応急仮設住宅の管理

ア 救助法が適用され北海道が設置する応急仮設住宅は、北海道が管理し、市はこれに協力するものとする。

イ 救助法が適用されない場合に市が設置する応急仮設住宅は、市が管理する。

(6) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(7) 応急仮設住宅建設にかかる記録

応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、応急仮設住宅台帳（様式第26号）に記録しなければならない。

3 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること。

イ 自らの資力で応急修理ができない状態にある者であること。

(2) 応急修理の実施等

応急修理の対象世帯、範囲及び期間等は、救助法及びその他関係法令の定めるところによる。

(3) 住宅の応急修理にかかる記録

応急修理を行い、被災者を入居させたときは、住宅応急修理記録簿（様式第27号）に記録しなければならない。

4 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする

5 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他異常な自然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

(イ) 滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は市が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めるときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って市に譲渡し、管理は市が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

(ア) 当該災害発生の日から3カ年間は当該災害により住宅を失った者であること。

(イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下のものであること。ただし、当該災害発生に日から3年を経過した後、通常の公営住宅と同じ扱いとする。

(ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。

エ 国庫補助

(ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取に要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。

(イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

6 施行及び資材の調達

建築等の施行及び資材、暖房用燃料等の調達は、原則として市の指名登録業者より選定して行うものとする。

また、市は建築資材等の調達が困難な場合には、北海道及び関係機関に斡旋を依頼するものとする。

7 平常時の規制の適用除外措置

著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避

難所又は応急仮設住宅に関し，スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

第17節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で住民の生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の保護を図るとともに交通機能等を確保して生活の安定を図るための対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法（昭和27年法律第180号）及び河川法（昭和39年法律第167号）に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。
- (2) 住居等又はその周辺については、市長（産経建設対策部建設班）が行うものとする。
なお、救助法が適用された場合は、市長（産経建設対策部建設班）が知事の委任により行うものとする。
- (3) 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとし、その概要は次のとおりである。

- (1) 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- (3) 河川における障害物の除去は、それにより河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- (2) 障害物の除去方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地等を利用し集積するものとし、集積場所の選定にあたっては次の点に留意する。

- (1) 住民の生命、財産等に被害を与えない場所
- (2) 盗難等の危険のない場所
- (3) 交通の障害とならない場所

5 障害物の保管等

- (1) 市長は、基本法第64条第2項の規定に基づき、応急措置の実施に支障となるもの（以下この節において「工作物等」という。）を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。
- (2) 市長は、基本法施行令第26条の規定に基づき、工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- (3) 市長は、基本法施行令第27条の規定に基づき、保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用、手数を要するときは、その工作物を売却し、代金を保管することとする。この場合、売却の方法及び手続きは競争入札又は随意契約による。

6 実施状況の記録

住家の障害物を除去した場合は、障害物除去の状況（様式第28号）を記録しなければならない。

7 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第18節 文教対策計画

文教施設の被災又は児童生徒の被災により、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 小中学校及び幼稚園における応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、市長（教育対策部教育班）及び教育委員会が行うものとする。
- (2) 救助法が適用された場合の小中学校における学用品の給与については、知事の委任を受けて市長（教育対策部教育班）が実施するものとする。
- (3) 学校ごとの災害発生に伴う必要な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行うものとする。

2 応急教育対策

(1) 休校措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長等は教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。

ア 登校前の周知

休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話及び広報車、その他確実な方法で各児童生徒に周知するものとする。

イ 授業開始後の措置

授業開始後に休校措置を決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、地区別に集団下校することを原則とし、教師が付き添うなど児童生徒の保護に留意するものとする。

(2) 学校施設の確保

授業実施のための校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって、おおむね次の方法によるものとする。

ア 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

イ 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努めるものとする。

ウ 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し授業の確保に努めるものとする。ただし、利用する施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建築等を検討するものとする。

(3) 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、北海道教育委員会と緊密に連絡をとり、教職員の確保に努めるものとする。

3 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書及び学用品を滅失又はき損した者に対して支給するものとする。

(2) 支給品名

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 調達方法

被災学校別、学年別にその必要数量を速やかに調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、

市内の教科書供給書店及び文具店等から調達を行うものとする。

なお、市内において調達困難な場合は、知事に依頼し調達を行うものとする。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童生徒を調査し、各学校長を通じて対象者に支給するものとする。

(5) 実施状況の記録

学用品の支給を行った場合は、学用品の給与状況（様式第29号）に記録しておくものとする。

4 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容及び方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 教育活動の場所が寺院、公民館等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化並びに児童生徒の安全確保に留意する

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。）

エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導及び管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

5 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が罹災者収容施設として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

(1) 校舎内、特に水飲場及びトイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

(2) 校舎の一部に罹災者を収容して授業を継続する場合、収容場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3) 収容施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

7 文化財産保全対策

文化財産保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）及び赤平市文化財保護条例（昭和46年条例第1号）による文化財の所有者並びに管理者は、災害が発生したときは、教育委員会に被害の状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

8 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第19節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 市長

救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて市長（市民対策部市民生活班・救護班）が実施するが、遺体処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

(2) 警察官

2 行方不明者の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定されるもの。

(2) 捜索の実施

市長は、消防機関及び警察官等の協力により捜索班を編成するとともに、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施するものとする。

(3) 他市町村への捜索要請

本市において被災し、行方不明者が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。

ア 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所

イ 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

3 変死体の届出

変死体を発見したときは、速やかに警察署に届け出て、警察官の検視及び医師の検案を受けた後、処理するものとする。

4 遺体の収容処理

(1) 実施者

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族又は親族に連絡の上、引き渡すものとする。

イ 遺体の身元が判明しない場合、遺族等により身元確認が困難な場合、又は引き取り人がいない場合は、市長が実施する。

ウ 災害による社会混乱のため、遺族等が遺体の処理を行うことができないものについては、市長が行うものとする。

(2) 収容処理の方法

ア 遺体の識別のため必要な処理

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行い、また遺体の撮影等により身元確認の措置をとるものとする。

イ 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に火葬ができない場合は、遺体を特定の場所（市内の寺院、公共施設又は公園等遺体の収容に適当な場所）に安置し、火葬理をするまで保存するものとする。

ウ 検案

遺体については、原因その他の医学的検査を行う。

5 遺体の埋葬

災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体を埋葬するものとし、次の点に留意する。

- (1) 事故死の遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬するものとする。
- (2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるものとする。
- (3) 埋葬を市において実施することが困難なときは、関係機関の協力を得て行うものとする。

6 他市町村から漂着した遺体の処理

被災した他市町村より漂着した遺体については、次のとおり処理するものとする。

- (1) 遺体の身元が判明している場合
死亡した者の遺族等又は被災地域の市町村長に連絡の上、引き渡すものとする。ただし、被災地域が災害発生直後においては、災害による社会混乱のためその遺族等が直ちに引き取ることができない場合には、市において処理するものとする。
- (2) 遺体の身元が判明していない場合
ア ある一定地域に災害が発生してから短期間に多数の遺体が漂着した場合は、遺体の身元が判明した場合と同様に処理するものとする。
イ 遺体の身元が判明せず、かつ、被災地から漂流してきた遺体であることが推定できない場合は、市長が行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により処理するものとする。

7 平常時の規制の適用除外措置

市町村及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

8 実施状況の記録

行方不明者の搜索、遺体の収容処理及び埋葬計画を実施した場合は、次により記録しておくものとする。

- (1) 行方不明者の搜索
行方不明者の搜索状況記録簿（様式第30号）
- (2) 遺体の収容処理
遺体処理台帳（様式第31号）
- (3) 遺体の埋葬
埋葬台帳（様式第32号）

9 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第20節 被災宅地安全対策計画

市の区域内において本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための措置事項については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 赤平市

市長（産経建設対策部建設班）は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するものとし、知事に必要な支援を要請するものとする。

(2) 北海道

知事は、支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度連絡協議会等に対し、判定士の派遣等を依頼するものとする。

2 判定士の業務

判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示するものとする。

- (1) 被災宅地の調査・危険度判定マニュアルに基づき、宅地ごとに調査票へ記入し、判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて、危険宅地、要注意宅地、調査済宅地の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

3 危険度判定実施本部の業務

被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行うものとする。

- (1) 宅地に係る被害情報の収集
- (2) 判定実施計画の作成
- (3) 判定士、判定調整員の受入れ及び組織編制
- (4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- (5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4 事前準備

市は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努めるものとする。

- (1) 北海道との相互支援体制を充実し、連絡体制を整備するものとする。
- (2) 市は、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行うものとする。

第21節 防災ボランティアとの連携計画

災害時における奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携については、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体等の協力

市及び防災関係機関は、奉仕団又は各種ボランティア団体等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受けるものとする。

2 ボランティアの受入れ

- (1) 市及び防災関係機関は、相互に協力し、ボランティアの協力を必要とする業務や被災者のニーズ等の把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するように努めるものとする。
- (2) 市及び防災関係機関は、ボランティアの受入れにあたって、ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。
- (3) 市におけるボランティアの受入れ及び連絡調整は、総務対策部総務班が行うものとする。

3 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害、安否及び生活情報の収集及び伝達
- (2) 炊出しその他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護及び看護補助
- (4) 清掃及び防疫活動
- (5) 救援物資等の輸送及び配分
- (6) 被災建築物の応急危険度判定
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート
- (17) その他被災者の支援活動

4 ボランティア活動の環境整備

市は日本赤十字社北海道支部、赤平市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、災害時においては、ボランティアセンターを早期に設置するとともにボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

第22節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取り扱いについては、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市長（市民対策部市民生活班）は、被災地における放浪犬等の管理を行うものとする。この際、市のみで放浪犬等を保護・収容等の措置が困難な場合は、北海道に対して応援を要請するものとする。

2 家庭動物等の取り扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、飼い主が自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において道及び市は、関係団体の協力を得て、放浪犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

第23節 労務供給計画

災害応急対策の円滑な推進を図るために必要な労務の供給に関する事項については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用については、市長（産経建設対策部産業班）が行うものとする。

2 労務者の雇用

(1) 動員の要請

各対策部長は、災害応急対策のため労務者を必要とする場合は、次の事項を明示して労務者の配備を産経建設対策部長に要請する。

また、要請を受けた産経建設対策部長は、速やかに労務供給計画を作成して労務の供給を行うものとする。

ア 動員を必要とする理由

イ 作業の場所及び内容

ウ 予定期間

エ 所要人員数

オ 集合場所

カ その他必要な事項

(2) 労務の範囲

ア 被災者を避難させるための労務

イ 医療救護における輸送のための労務

ウ 被災者救出のための機械器具等の操作のための労務

エ 飲料水の運搬、器材操作、浄水用薬品の配布等のための労務

オ 救援物資の整理、輸送及び配分のための労務

カ 遺体の捜索及び処理のための労務

キ その他特に必要とする労務

(3) 滝川公共職業安定所長への要請

市において労務者の雇用が確保できないときは、次の事項を明示して文書又は口頭により滝川公共職業安定所長へ求人申し込みをするものとする。

ア 職業別所要労働者数

イ 作業場所及び作業内容

ウ 期間及び賃金等の労働条件

エ 宿泊施設等の状況

オ その他必要な事項

3 実施状況の記録

労務者を雇用した場合は、労務者雇用台帳（様式第33号）に記録しておくものとする。

4 費用の限度及び期間

救助法の基準によるものとする。

第24節 災害救助法の適用計画

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

救助法による救助は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。ただし、市長は知事から救助の実施について個別の災害ごとに、救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施するものとする。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、別表第24のとおりとする。

3 救助法の適用手続

(1) 赤平市

ア 市長（総務対策部総括班）は、市区域内に係る災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちに空知総合振興局長に対し次の事項を報告し、救助法の適用を要請しなければならない。

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の状況
- (ウ) 救助法の適用を要請する理由
- (エ) 救助法の適用を必要とする期間
- (オ) 既に執った救助措置及び今後の救助措置の見込み
- (カ) その他必要な事項

イ 災害の事態が急迫し、知事による援助の実施を待ついとまがない場合は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに空知総合振興局長に報告し、その後の処理について指示を受けなければならない。

(2) 空知総合振興局

空知総合振興局長は、市長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用することとし、その旨を市長に通知するとともに知事に報告するものとする。

(3) 北海道

知事は、空知総合振興局長から救助法の適用について報告があった場合は、直ちに告示するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

4 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 救助の種類

市長に委任されている救助の種類は、次のとおりである。

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の設置
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 災害にかかった者の救出
- キ 災害にかかった住宅の応急修理
- ク 生業資金の貸与
- ケ 学用品の給与
- コ 埋葬
- サ 遺体の搜索及び処理

シ 障害物の除去

ス 輸送及び賃金職員等雇上げ

(2) 救助の程度，方法及び期間

救助の程度，方法及び期間は，災害救助法施行令第3条の規定により，知事がこれを定める。

5 費用の請求及び書類の整備

(1) 市長が委任を受けた救助を実施した場合，その費用は，市において一時繰替支弁しなければならない。

ただし，救助を迅速に実施するために特に必要がある場合は，空知総合振興局長にその旨を申し出，概算払いで受けることができる。

(2) 市長は，費用を請求しようとするときは，請求書及び証拠書類の謄本を空知総合振興局長に提出しなければならない。

また，概算払いを受けようとするときは，救助費概算払申請書（様式第34号）により空知総合振興局長に提出しなければならない。

第25節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみ収集，し尿の汲取り，死亡獣畜の処理等の業務については，本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

被災地におけるごみ及びし尿処理は，地域住民の協力を得て，市長（市民対策部市民生活班）が実施するものとするが，被害が甚大で市単独では処理することが困難な場合は，北海道又は近隣市町村に応援を要請するものとする。

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は，所有者が行うものとするが，所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは，市長（市民対策部市民生活班）が実施するものとする。

2 清掃の方法

(1) 清掃作業班の編成等

ア 清掃作業を効果的に実施するため，ごみ処理班及びし尿処理班等清掃作業班を必要に応じ編成し，処理にあたるものとする。

イ 作業にあたっては，速やかに被災地の現状把握を行い，収集計画を作成し，出動体制を整えるものとする。

(2) ごみ収集及び処理

被災地のごみ収集は，住民に協力を要請し，食物の残廃物及び伝染病の原因となるものから収集し，必要に応じて一般車両の出動を要請し，収集に万全を期するものとする。

なお，処理については，中空知衛生施設組合の処理施設を使用するほか，災害の状況により空地等を利用し埋立て又は一時集積し，後日焼却する等環境衛生上支障のない方法で処理するものとする。

(3) し尿収集及び処理

被災地の完全収集に努めるものとするが，処理能力が及ばない場合は，一時的に便槽内量2～3割程度の収集を行い，各戸のトイレの使用を早急に可能にするとともに，災害の状況により野外に仮設トイレを設置するものとする。

なお，処理は，石狩川流域下水道奈井江浄化センターを使用して，完全処理に努めるものとするが，災害の状況により不可能な場合は，し尿貯留施設に一時貯留して，後日処理するものとする。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は，死亡獣畜取扱場において行うものとする。ただし，交通路の損壊等により死亡獣畜取扱場への運搬が困難な場合には，保健所の指導のもとに埋却又は焼却等の方法で処理する。

なお，埋却する場合は1メートル以上覆土するものとする。

3 廃棄物の収集，運搬及び処分の基準

市長は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第1項及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

第6章 地震災害対策計画

この計画は、本市の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1節 地震災害予防計画

防災関連施設等の耐震整備を推進するとともに、防災知識の普及を図るなど、地震災害による被害を軽減するために必要な措置については、本計画の定めるところによる。

1 地震に強いまちづくり

市及び防災関係機関は、避難者の安全確保や延焼防止等、災害の拡大防止に重要な役割を果たす公園、道路等の整備に努め、建築物やライフライン施設の耐震性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(1) 公園、緑地の整備

公園、緑地は震災時における緊急避難場所及び火災の延焼防止等に重要な役割を果たすため、適正な配置に努めるとともに、既存公園等の整備を行い、防災効果の向上を図るものとする。

(2) 道路、橋梁の整備

道路、橋梁は、震災時には避難、救援、救護及び消防活動等の動脈として多様な機能を有していることから、これらの新設及び補修にあたっては、従来からの拡幅整備を推進するほか、耐震性の強化に十分配慮するものとする。

(3) 河川の整備

地震に起因する浸水被害を防止するため、堤防の耐震性の確保を図るとともに、河川水を緊急時の消火及び生活用水等として確保できるよう河川整備に努めるものとする。

(4) 防災拠点施設及び整備

本市では、防災拠点施設及び重要給水施設を次のとおりと考え、地震災害に備えて、これら施設の整備を促進し、必要な資機材及び非常用物資等の備蓄を行うものとする。

また、広報紙への掲載、防災パンフレットの作成及び標識等の設置により、住民に対する周知を図るものとする。

ア 避難施設

(ア) 広域避難地

大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災や堤防決壊等による浸水害、土砂災害などから避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。

(イ) 指定緊急避難場所

広域避難地や避難所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保されるスペースをもつ公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等で災害の種別ごとに指定した別表第19に定めるものをいう。

(ウ) 指定避難所

地震等の災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は現地被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、コミュニティ施設など既存建築物等に収容し保護する建築物で別表第20に定めるものをいう。

(エ) 福祉避難所

指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を受け入れるために開設する二次的避難所で別表第20に定める施設をいう。

イ 避難施設以外の防災拠点施設

(ア) 物資備蓄機能を担う場所

救助資機材や救援物資の備蓄拠点、集積・配送拠点などをいう。

(イ) 応急救護機能を担う場所

災害拠点病院，公立病院，その他医療施設，救護所などに該当する施設をいい，本市では，あかびら市立病院などをいう。

(ウ) 情報収集伝達機能を担う場所

災害対策本部庁舎，現地対策本部庁舎などに該当する施設をいい，本市では赤平市役所庁舎，交流センターみらいなどをいう。

(エ) 救助救援応急復旧活動などを担う施設

消防機関の庁舎，警察機関の庁舎などに該当する施設をいい，本市では赤平消防署，消防団庁舎及び消防団各分団詰所並びに赤歌警察署庁舎などをいう。

(5) 建築物の安全化

ア 地震災害時において，円滑な応急対策活動を確保するため，情報伝達，避難，救援及び救護等の防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保に努めるとともに，住民に対し，建築物の耐震化の促進を図るものとする。

イ 赤平市耐震改修促進計画において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために，既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。

ウ 防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い，その結果を公表するとともに，特に学校施設の耐震化については，できるだけ早い時期に完了させ，施設の耐震性の向上を図る。

エ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため，建築基準法等の遵守の指導等に努める。

オ 建築物における天井の脱落防止等の落下物対策，ブロック塀の転落防止，エレベーターにおける閉じ込め防止など総合的な地震安全対策を推進する。

カ 現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制，情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また，住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップや，普及パンフレットを作成し，所有者等への普及啓発を図る。さらに耐震診断や耐震改修技術に関する講習会の開催など技術者の育成に努めるものとする。

(6) ライフライン施設の機能の確保

上下水道，電気及び通信等のライフライン施設は，生活の基盤をなすものであり，地震により被害を受けた場合，通常的生活を維持することが困難となるため，耐震性，代替性の確保に努めるものとする。

2 防災知識普及計画

地震災害による被害の軽減を図るため，地震や地震被害，防災に関する正しい知識の広報活動を行い，防災知識の普及高揚を図るための計画は，第4章 第11節 防災知識の普及計画の定めるところにより行うものとする。

3 食料等の調達，確保及び防災資機材の整備

大規模な地震災害が発生した場合には，早急に飲料水，食料等の生活関連物資の確保が必要となるため，第4章 第11節 食料等の調達，確保及び防災資機材の整備の定めるところにより行うものとする。

4 通信施設の整備強化

主要な通信施設等の整備に当たっては，災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに，設備の耐震性の確保や必要に応じて，二重化を図るなどして，耐災害性の強化に努めるものとする。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

5 避難計画

地震災害から住民の生命、身体を保護するため、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備等に関する計画は、次のとおりとする。

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の選定及び確保並びに標識等の設置

市は、住民の安全を確保するために必要な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の整備を図るとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所に標識を設置する等、緊急時に避難が確保されるよう整備に努めるものとする。

なお、整備にあつては、要配慮者に十分配慮するものとする。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

指定緊急避難場所及び指定避難所は、第4章 第9節 避難体制整備計画の定めるとおりとし、住民に対し、指定緊急避難場所及び指定避難所の周知徹底を図るものとする。

6 災害時要援護者対策計画

地震災害発生時には、要配慮者が犠牲になる場合が多い。このため、第4章 第7節 避難行動要支援者対策計画の定めるところにより、災害時要援護者の安全を確保するため、住民組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

7 積雪、寒冷対策計画

積雪、寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪による被害の拡大や緊急避難場所、避難所及び避難路の確保等に支障が生じることが懸念されるため、除雪体制の強化等、積雪、寒冷対策の推進に努めるものとする。

8 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害発生の防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、「自分たちのまち、地域は自分たちが守る」という精神のもとに、第2章 第5節 自主防災組織の育成等の定めるところにより、自主防災組織の育成を推進するものとする。

9 地震発災時における業務継続計画の策定

地震災害が発生した場合、災害応急対策及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

第2節 地震災害応急対策計画

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1 応急対策活動

市長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関と連携を図り、本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立するものとする。

(1) 本部

ア 震度5弱以上の地震が発生したときは、第2章 第2節 災害対策本部の定めるところにより本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

イ 震度4の地震が発生した場合は、第2章 第3節 本部の配備体制に定める第1非常配備体制をとり、初動体制に万全を期するものとする。

ウ 市長は、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、被災現場に現地災害対策本部を設置することができる。

(2) 職員の非常配備体制

ア 非常配備体制

第2章 第3節 本部の配備体制に定めるところにより、災害予防及び応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要な配備体制をとるものとする。

イ 動員計画

(ア) 職員の動員体制は、第5章 第2節 動員計画に定めるところによるものとする。

(イ) 職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを覚知したときは、配備計画に基づき、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に登庁し配備につくものとする。

(ウ) 地震等により道路、橋梁等が損壊し、所属又はあらかじめ指定された場所への登庁が不可能なときは、自らの居住地域の施設等において応急対策活動を実施するものとする。

(エ) 登庁途中において、火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄の警察機関又は消防機関に通報するとともに、適切な措置をとるものとする。

2 災害情報等の収集及び報告

(1) 災害情報等の収集

市長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて北海道、自衛隊、警察署、近隣市町村その他防災関係機関と緊密な連絡を図るものとする。

(2) 発災後の情報等

市は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報するものとする。

ア 災害の状況及び応急対策の概要について、発災後速やかに通報するものとする。

イ 本部を設置した場合は、直ちに通報するものとする。

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通しは、被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時通報するものとする。

エ 被害状況が確定したときは、確定報告を行うものとする。

(3) 被災状況等の報告

ア 市は、震度5弱以上を記録した場合は、道（危機対策課）に報告するものとする。ただし、震度5強以上を記録した場合は、第1報を道（危機対策課）及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

イ 市は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道（危機対策課）及び国（消防庁経由）に報告するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

ウ 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（危機対策課）及び国（消防庁経由）への報告に努めるものとする。

(4) 被害状況等の報告

市長は、地震による災害が発生した場合は、第3章 第3節 災害情報等の収集・伝達及び報告計画の定めるところにより空知総合振興局長に報告するものとする。

(5) 通信手段の確保

通信手段の確保は、第3章 第2節 災害通信計画の定めるところによる。

3 災害広報計画

地震災害時には、住民に対し正確な情報を的確に提供することにより、被災地域の混乱防止を図り、適切な判断による行動がとれるようにする必要がある。このため市が実施する広報は、第5章 第3節 災害広報計画に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 広報内容

- ア 地震に関する情報（地震の規模、発生場所、余震情報等）
- イ 避難の情報（避難勧告等の状況、緊急避難場所、避難所及び避難路の指示等）
- ウ 交通及び通信の情報（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- エ 火災状況（発生場所、避難等）
- オ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況（被害、復旧状況及び営業状況、注意事項等）
- カ 医療救護所の開設状況
- キ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ク 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ケ 道路、橋梁、河川等土木施設状況（被害及び復旧状況等）
- コ 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

(2) 広報方法

あらゆる広報媒体（防災行政無線、ラジオ、テレビ、新聞、広報車両、郵便局、インターネット等）を利用して迅速かつ的確な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

4 避難救出対策計画

地震災害時において、住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、第5章 第4節 避難救出計画に定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 市長が実施する措置内容

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告等を発令するとともに緊急避難場所及び避難所を開設して避難者の安全を確保し、その旨を速やかに空知総合振興局長に報告するものとする。

イ 市長は、警戒巡視等によって得られる情報の収集及び過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、避難勧告等を発令するものとする。

また、避難勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、最も効果的な伝達手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

(2) 緊急避難場所及び避難所の設定等

震災時における緊急避難場所及び避難所の設定にあたっては、次の設定基準を勘案して第5章

第4節 避難救出計画に定める指定緊急避難場所及び指定避難所とするが、状況により他の場所を臨機に設定するものとする。

ア 公園、広場等相当の広さを有し、防火に役立つ樹木、貯水槽等が存在すること。

イ 周囲に延焼の媒介となる建造物、多量の可燃物、あるいは崩壊のおそれのある石垣、がけ等がないこと。

ウ 地割れ、崩落等のない耐震的土質及び耐震耐火構造の建築物で安全性のあること。

また、延焼等危険が迫ったときは、容易に他の場所へ避難移動できること。

(3) 避難方法

ア 避難誘導

避難誘導は、第5章 第4節 避難救出計画に定めるところにより、市職員、消防職員、消防団員、警察官その他指示権者の命を受けた職員があたるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な要配慮者に関しては、援助者等と連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。

イ 移送の方法

避難は、各個に行うことを原則とする。ただし、避難者が自力で避難することが不可能なときは、車両等により行うものとする。

また、被災地が広域で大規模な避難、立退き移送を要し、市単独では措置できないときは、北海道に対し応援を要請するものとする。

(4) 緊急避難場所、避難所及び避難路の安全確保

住民等の避難にあたり、市職員、消防職員、消防団員、警察官その他避難措置の実施者は、緊急避難場所、避難所及び避難路の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

(5) 避難所の運営管理

避難所の運営は、避難者の状況を早期に把握し、避難所における生活環境に注意を払うとともに、必要に応じてプライバシーの確保等に配慮するものとする。

また、避難所の運営管理に関しては、町内会及びボランティア団体等の協力を得るものとする。

(6) 住民等による救助救出活動

地震発生時には、広範囲での火災同時多発等も予想され、消防職員等による救助活動は困難が予想されることから、住民等による自主的救助救出活動の実施を促進するものとする。

5 地震火災等対策計画

大地震発生時には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や延焼拡大等により多大な人的、物的被害が発生することが予想される。このため、消火作業上必要な第一次的措置については、第4章 第5節 消防計画に定めるところにより実施するものとするが、被災地の地域住民等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大防止に努めるものとする。

(1) 消防活動体制の整備

市長は、地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、整備に努めるものとする。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

市長は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、次に掲げる危険区域を把握し、必要に応じて被害想定を作成し、円滑な災害応急活動の実施に資するものとする。

ア 住宅密集地の火災危険区域

イ 災害危険区域

ウ 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

(3) 地震火災対策計画の作成

市長は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成するものとする。

6 災害警備及び交通応急対策計画

地震災害時において、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安定と秩序を維持するために必要な警戒、警備及び道路交通等の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策を迅速に実施するための計画は、第5章 第10節 災害警備計画の定めるところによる。

7 輸送計画

地震災害時において、災害応急対策及び復旧対策等に万全に期すため、住民の避難及び災害応急対策要員の移送並びに救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画は、第5章第11節 輸送計画の定めるところによる。

8 ヘリコプター活用計画

地震災害時におけるヘリコプター等の活用についての計画は、第5章 第7節 ヘリコプター活用計画の定めるところによる。

9 食料供給計画

地震災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する食料の確保と供給の手續き等に関する計画は、第5章 第12節 食料供給計画の定めるところによる。

10 給水計画

地震災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能になった場合に、住民に必要最低限度の飲料水を供給するための計画は、第5章 第13節 給水計画の定めるところによる。

11 衣料、生活必需品等物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の供給確保に関する計画は、第5章第14節 衣料、生活必需品等物資供給計画の定めるところによる。

12 医療救護計画

地震災害により地域の医療機関の機能が停止又は著しく低下し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施は、第5章 第8節 医療救護計画の定めるところによる。

13 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、第5章 第9節 防疫計画の定めるところによる。

14 廃棄物等処理計画

地震災害時における被災地の廃棄物処理、死亡獣畜、放浪犬等の処理の業務に関する計画は、第5章第25節 廃棄物等処理計画の定めるところによるほか、次のとおりとする。

15 文教対策計画

地震災害により児童生徒等の安全確保や通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策は、第5章第18節 文教対策計画の定めるところによるほか、次のとおりとする。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、各学校では平素から災害に備え職員等の任務分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在 校（園）中の安全確保

在 校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対し防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動が図られるよう防災訓練等の実施に努めるもの

とする。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集及び伝達方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

(3) 施設の整備

文教施設及び設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を実施し、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図るものとする。

16 住宅対策計画

地震災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理などの計画は、第5章 第15節 住宅対策計画の定めるところによる。

17 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の応急的な安全性を判定し、所有者等に通知する応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりとする。

(1) 応急危険度判定の活動体制

北海道及び市（産経建設対策部建設班）は、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行うものとする。

(2) 応急危険度判定の基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができるものとする。

イ 判定開始時期及び調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに行うものとする。

ウ 判定の内容及び判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、次の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカーに対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者又は歩行者等に周知するものとする。

危険性	色	判定内容
危険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない場合
要注意	黄	建築物の損傷は認められないが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である場合
調査済	緑	建築物の損傷が少ない場合

エ 判定の効力

行政機関による情報の提供とする。

オ 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

18 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

地震災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、第5章 第19節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところによる。

19 家庭動物等対策計画

地震災害における被災地の家庭動物等の取り扱いに関する計画は、第5章 第2 2節 家庭動物等対策計画の定めるところによる。

20 相互応援（受援）体制整備計画

大規模な地震災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための相互応援（受援）対策は、第5章 第6節 相互応援（受援）体制整備計画の定めるところによる。

21 自衛隊派遣要請計画

地震災害に際して、基本法第68条の2及び自衛隊法（昭和29年法律第132号）第83条の規定に基づき、自衛隊に対して部隊等の派遣を要請するときは、第5章 第5節 自衛隊派遣要請計画の定めるところによる。

22 防災ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で、必要な人員を確保するため、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携に関する計画は、第5章 第2 1節 防災ボランティアとの連携計画の定めるところによる。

23 救助法の適用計画

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、第5章 第2 3節 救助法の適用計画の定めるところによる。

第7章 事故災害対策計画

社会及び産業の高度化，複雑化，多様化に伴い，高度な交通並びに輸送体系の形成，多様な危険物等の利用の増大，トンネル，橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような，社会構造の変化により，鉄道災害，道路災害，危険物等災害，大規模な火事災害，林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため，事故災害対策計画について定めるものとする。

第1節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し，又は発生しようとしている場合に，早期に初動体制を確立して，その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動については，本計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は，それぞれの組織を通じて相互に協力し，鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し，又は発生しようとしている場合の連絡系統は，別表第25のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は，災害発生時に災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は，災害情報の収集に努めるとともに，把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は，相互に緊密な情報交換を行い，情報の確認及び共有化並びに応急対策の調整等を行うものとする。

(3) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり，正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は，第5章 第3節 災害広報計画の定めるところによるほか，北海道旅客鉄道株式会社（以下「JR北海道」という。）により，被害者の家族，旅客及び地域住民等に対し実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は，被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか，被災者の家族等に次の情報について，正確かつ適切に提供するものとする。

(ア) 鉄道災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は，報道機関を通し，又は広報車の利用及び広報板の掲示等により，次の事項についての広報を実施するものとする。

(ア) 鉄道災害の状況

(イ) 旅客及び乗務員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
 - (オ) 施設等の復旧状況
 - (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
 - (キ) その他必要な事項
- (4) 応急活動体制
- ア 赤平市の災害対策組織
市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに空知総合振興局及び関係機関に連絡するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。
 - イ 防災関係機関の災害対策組織
関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら、災害応急対策を実施するものとする。
 - ウ 災害対策現地合同本部の設置
関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。
- (5) 救助救出活動
- 救助救出活動は、JR北海道が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第4節 避難救出計画の定めるところにより実施するものとする。
- (6) 医療救護活動
- 医療救護活動は、第5章第8節 医療救護計画の定めるところによるほか、JR北海道は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。
- (7) 消防活動
- 赤平消防署は、第4章第5節 消防計画の定めるところにより、速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとし、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- また、JR北海道は、火災発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を行う関係機関に可能な限り協力するものとする。
- (8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等
- 市及び関係機関は、第5章第19節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬等を実施するものとする。
- (9) 交通規制
- 警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第10節 災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。
- (10) 危険物流出対策
- 鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節 危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。
- (11) 自衛隊派遣要請
- 市長は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第5節 自衛隊派遣要請計画の定めるところにより知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣の要請をするものとする。
- (12) 広域応援
- 市及び赤平消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第6節 相互応援（受援）体制整備計画の定めるところにより応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別表第26のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認及び共有化並びに応急対策の調整等を行うものとする。

(3) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、第5章 第3節 災害広報計画の定めるところによるほか、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し実施するものとする。

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に次の情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施するものとする。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 被害者等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

(4) 応急活動体制

ア 赤平市の災害対策組織

市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに空知総合振興局及び関係機関に連絡するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら災害応急体制を実施するものとする。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

(5) 救助救出活動

救助救出活動は、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章 第4節 避難救出計画の定めるところにより実施するものとする。

(6) 医療救護活動

医療救護活動は、第5章 第8節 医療救護計画の定めるところによるほか、道路管理者は、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(7) 消防活動

赤平消防署は、第4章 第5節 消防計画の定めるところにより、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとし、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

また、道路管理者は、消防機関による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するものとする。

(8) 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理等

市及び関係機関は、第5章 第19節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

警察署は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため第5章 第10節 災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

(10) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章 第3節 危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(11) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第5章 第5節 自衛隊派遣要請計画の定めるところにより知事（空知総合振興局長）へ自衛隊派遣の要請をするものとする。

(12) 広域応援

市及び赤平消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策が実施できない場合には、第5章 第6節 相互応援（受援）体制整備計画の定めるところにより応援を要請するものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物及び劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害（以下「危険物等災害」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策活動については、本計画の定めるところによる。

1 危険物の定義

（1）危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。

例：石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

（2）火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの。

例：火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等

（3）高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの。

例：液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等

（4）毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの。

例：毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）等

（5）放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されているもの。

2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

（1）情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別表第27のとおりとする。

（2）実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認及び共有化並びに応急対策の調整等を行うものとする。

（3）災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、第5章 第3節 災害広報計画の定めるところによるほか、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は被災者の家族及び地域住民等に対し実施するものとする。

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に次の情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

（ア）災害の状況

（イ）家族等の安否情報

- (ウ) 危険物等の種類，性状など人体及び環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は，報道機関を通し，又は広報車の利用及び広報板の掲示等により，次の事項についての広報を実施するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類，性状など人体及び環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等，地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(4) 応急活動体制

ア 赤平市の災害対策組織

市長は，危険物等災害が発生し，又は発生するおそれがある場合は，直ちに空知総合振興局及び関係機関に連絡するとともに，その状況に応じて応急活動体制を整え，災害応急対策を実施するものとする。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は，危険物等災害が発生し，又は発生するおそれがある場合は，その状況に応じて応急活動体制を整え，関係機関と連携を図りながら，災害応急対策を実施するものとする。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は，円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため，必要に応じて協議の上，災害対策現地合同本部を設置し，災害応急対策を実施するものとする。

(5) 災害拡大防止

事業者及び危険物等取扱規制担当機関は，危険物等による災害の拡大防止を図るため，爆発性，引火性，有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し，適切な災害応急対策を講ずるものとする。

(6) 消防活動

赤平消防署は，第4章 第5節 消防計画の定めるところにより，速やかに危険物等災害の発生状況を把握するとともに，危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとし，必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

また，事業者は，自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるとともに，消防活動を行う関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(7) 避難措置及び救助救出活動

市及び関係機関は，人命の安全を確保するため，第5章 第4節 避難救出計画の定めるところにより，爆発性，引火性，有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し，必要な避難措置を実施するとともに，被災者の救助救出を迅速かつ的確に実施するものとする。

(8) 医療救護活動

医療救護活動は，第5章 第8節 医療救護計画の定めるところによるほか，事業者は，関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

(9) 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理等

市及び関係機関は，第5章 第19節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより，行方不明者の捜索，遺体の収容及び埋葬等を実施するものとする。

(10) 交通規制

警察署は，災害の拡大防止及び交通の確保のため，第5章 第10節 災害警備計画の定めるところにより，必要な交通規制を実施するものとする。

(11) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第5章 第5節 自衛隊派遣要請計画の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊派遣の要請をするものとする。

(12) 広域応援

市長は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策が実施できない場合には、第5章 第6節 相互応援（受援）体制整備計画の定めるところにより、応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急対策活動については、本計画の定めるところによる。

1 災害予防

市及び消防機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化、大規模な火事災害に強いまちづくり等、必要な予防対策を実施するものとする。

また、市長は、空知総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が下記の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づく火災警報を発令するものとする。

- (1) 実効湿度65%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/s以上の場合
- (2) 実効湿度で60%以下のときは、風速7m/s以上の場合

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別表第28のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認及び共有化並びに応急対策の調整等を行うものとする。

(3) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、第5章 第3節 災害広報計画の定めるところによるほか、被災者の家族及び地域住民等に対し実施するものとする。

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に次の情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(4) 応急活動体制

ア 赤平市の災害対策組織

市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに空知総合振興局及び関係機関に連絡するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら、災害応急対策を実施するものとする。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施するものとする。

(5) 消防活動

赤平消防署は、第4章 第5節 消防計画の定めるところにより、人命の安全確保と延焼防止を基本として速やかに火災の状況を把握し、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

また、避難場所及び避難通路の確保並びに重要かつ危険度の高い箇所等の地域を優先して消防活動を実施するものとする。

(6) 避難措置及び救助救出活動

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章 第4節 避難救出計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するとともに、被災者の救助救出活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

(7) 医療救護活動

医療救護活動は、第5章 第8節 医療救護計画の定めるところにより、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するものとする。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理等

市及び関係機関は、第5章 第19節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、5章 第10節 災害警備計画の定めるところにより、必要な交通規制を行うものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害状況から判断し、必要がある場合には、第5章 第5節 自衛隊派遣要請計画の定めるところにより、知事（空知総合振興局長）に自衛隊派遣の要請をするものとする。

(11) 広域応援

市長は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章 第6節 相互応援（受援）体制整備計画の定めるところにより、応援を要請するものとする。

3 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、市は、被災の状況及び地域の特性並びに被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第8章 災害復旧計画の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第5節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の焼失等の災害（以下「林野火災」という。）が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急対策活動については、本計画の定めるところによる。

1 実施機関及び協力機関

林野火災の予防対策を実施するため、赤平市林野火災予防対策協議会を設け、実施機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1) 実施機関

赤平市、赤平消防署及び赤平消防団

(2) 協力機関

空知森林管理署、空知総合振興局森林室、陸上自衛隊第10即応機動連隊（滝川駐屯地）、赤歌警察署、赤平市教育委員会、赤平市森林愛護組合連合会（各2地区森林愛護組合）、北海道猟友会滝川支部赤平部会、森林保全巡視指導員、森林保全推進員、森林防災ヘルパー、市内造林事業者

2 予防対策

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるため、市及び関係機関は、次により対策を講ずるものとする。

(1) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取及び魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ及びたき火の不始末による出火の危険性について、標語、ポスター、広報車及び掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

イ 入林許可及び届出等について指導する。

ウ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(2) 火入対策

林野火災危険期間中（4月～6月。以下「危険期間」という。）の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び市有林入林規則（昭和29年規則第2号）の規定に基づく市長の入林許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯事項を遵守させる。

イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(3) 森林所有者対策

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ 巡視員の配置

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(4) 林内事業者

林内において、森林施業及び道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講ずるものとする。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所、たき火及びごみ焼き箇所を設置並びに標識、消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により、特別警報・警報・注意報等に関する情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期すものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として札幌管区气象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報の通報基準は、第3章 第1節 特別警報・警報・注意報等に関する情報等の伝達計画の定めるところにより実施するものとする。

(2) 伝達系統等

林野火災気象通報を受けた市長は、通報内容及び予防対策等を、赤平消防署及び空知森林管理署並びに空知総合振興局森林室等へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

また、市長は、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災の発生の危険性があると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令するものとする。

なお、伝達系統は、別表第29のとおりとする。

4 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

林野火災が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別表第30のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認及び共有化並びに応急対策の調整等を行うものとする。

エ 市長は、林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年林政第119号）に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

(3) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため行う災害広報は、第5章 第3節 災害広報計画の定めるところによるほか、被災者の家族及び地域住民等に対し正確かつ適切に実施するものとする。

ア 被災者の家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に次の情報について、正確かつ適切に提供するものとする。

(ア) 災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の実施する応急対策の概要

(オ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施するものとする。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等，地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

(4) 応急活動体制

ア 赤平市の災害対策組織

市長は，林野火災が発生し，又は発生するおそれがある場合は，直ちに空知総合振興局及び関係機関に連絡するとともに，その状況に応じて応急活動体制を整え，災害応急対策を実施するものとする。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は，林野火災が発生し，又は発生するおそれがある場合は，その状況に応じて応急活動体制を整え，関係機関と連携を図りながら，災害応急対策を実施するものとする。

ウ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は，円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため，必要に応じて協議の上，災害対策現地合同本部を設置し，災害応急対策を実施するものとする。

(5) 消防活動

赤平消防署は，第4章 第5節 消防計画の定めるところにより，人命の安全確保と延焼防止を基本として速やかに火災の状況を把握し，必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

また，林野火災防御図の活用及び適切な消火部隊の配置並びに森林愛護組合の出動協力等により，効果的な地上消火を行うものとする。

なお，住居等への延焼拡大の危険性がある場合，林野火災が広域化する場合等には，第5章 第22節 ヘリコプター活用計画の定めるところにより，ヘリコプターの要請等による空中消火を実施するものとする。

(6) 避難措置及び救助救出活動

市及び関係機関は，人命の安全を確保するため，第5章 第4節 避難救出計画の定めるところにより，必要な避難措置を実施するとともに，被災者の救助救出活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

(7) 交通規制

警察署は，災害の拡大防止及び交通の確保のため，第5章 第10節 災害警備計画の定めるところにより，必要な交通規制を実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

市長は，災害の規模や収集した被害状況から判断し，必要がある場合には，第5章 第5節 自衛隊派遣要請計画の定めるところにより，知事（空知総合振興局長）に自衛隊派遣の要請をするものとする。

(9) 広域応援

市長は，災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には，第5章 第6節 相互応援（受援）体制整備計画の定めるところにより，応援を要請するものとする。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、市は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、復興を図るために必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

1 実施責任者

市長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 砂防設備災害復旧事業計画
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - カ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道災害復旧事業計画
 - ク 公園施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び北海道が全部又は一部を負担し、又は補助する。

なお、事業別国庫負担及び補助率は、北海道地域防災計画 別表（資料編9－5「事業別国庫負担等一覧」）に定めるとおりである。

第2節 被災者援護計画

1 罹災証明書の交付

- (1) 市は、被災者に対する各種支援措置を実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 市長は、当市に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。
- (3) 火災に起因する罹災証明書の交付に関する事務については、消防機関が消防法による火災損害調査の結果に基づき行うものとする。

2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

(1) 被災者台帳の作成

ア 当市の地域に係る災害が発生した場合において、市長は、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

イ 被災者台帳には、被災者に関する下記の表に掲げる事項を様式第35号に記載し、記録するものとする。

・氏名	・市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
・生年月日	
・性別	・上記の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
・住所又は居所	
・住家の被害その他市長が定める種類の被害状況	・被災者台帳の作成に当たり、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
・援護の実施状況	
・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
・電話番号その他の連絡先	・その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項
・世帯の構成	
・罹災証明書の交付の状況	

ウ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ 市長は、必要に応じて、被災者台帳作成のため、道及び他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

オ 市は、各避難所において被災者情報を収集するほか、市が管理する医療機関、学校等、消防機関及び警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

(2) 台帳情報の利用及び提供

ア 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

(ア) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(イ) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

(ウ) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

イ 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第36号の申請書を市長に提出しなければならない。その際、申請者本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明証、住民基本台帳カード等）により本人を確認する。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

(ウ) 提供を受けようとする台帳情報の範囲

(エ) 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

(オ) その他台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

ウ 市長は、前項イの申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は、申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、様式第37号をもって当該申請に係る台帳情報を提供する。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2項（2）ス）を含めないものとする。

3 激甚災害に係る財政援助措置

市は、著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）による激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

4 応急金融対策

(1) 農林業応急融資

ア 天災融資制度

天災による被害農林業者等に対し、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）の適用を図り、低利の経営資金の導入に努めるものとする。

イ 農林漁業金融公庫資金制度

農林漁業金融公庫資金の活用を図るものとし、このため農業経営維持安定資金、農業経営基盤強化資金、農業基盤整備資金、農林漁業施設資金、林業基盤整備資金等、長期低利の資金の導入に努めるものとする。

(2) 生活確保資金融資

ア 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

(ア) 生活福祉資金

(イ) 母子・寡婦福祉資金

(ウ) 日本政策金融公庫資金

イ 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合は、住宅を補修し、又は非住家を改造する等のための資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

(ア) 生活福祉資金

(イ) 母子・寡婦福祉資金

(ウ) 災害援護資金貸付金

(エ) 災害復興住宅資金

ウ 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条の規定に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活必需品等の購入資金として被災者生活再建支援金の支給に努めるものとする。

(3) 中小企業経営融資

中小企業総合振興資金融資要領に基づき、災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市内金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持、安定に必要な経営安定化資金（セーフティネット貸付）の指導又は斡旋に努めるものとする。

(4) 赤平市の制度

ア 災害弔慰金の支給

赤平市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第25号）の規定に基づき、次の資金等の導入に努めるものとする。

(ア) 災害弔慰金

(イ) 災害障害見舞金

(ウ) 災害援護資金

イ 市税の減免措置

赤平市税条例（昭和30年条例第19号）の規定に基づき、次の市税の減免を実施するものとする。

(ア) 市民税

(イ) 固定資産税

(ウ) 特別土地保有税

5 金融支援

道が実施する金融支援は、北海道地域防災計画第10章 第2節 第3 融資・貸付による金融支援の定めるところによる。